

多賀城跡

政庁南面地区Ⅱ 一城前官衙総括編一

宮城県教育委員会
宮城県多賀城跡調査研究所

2019・3



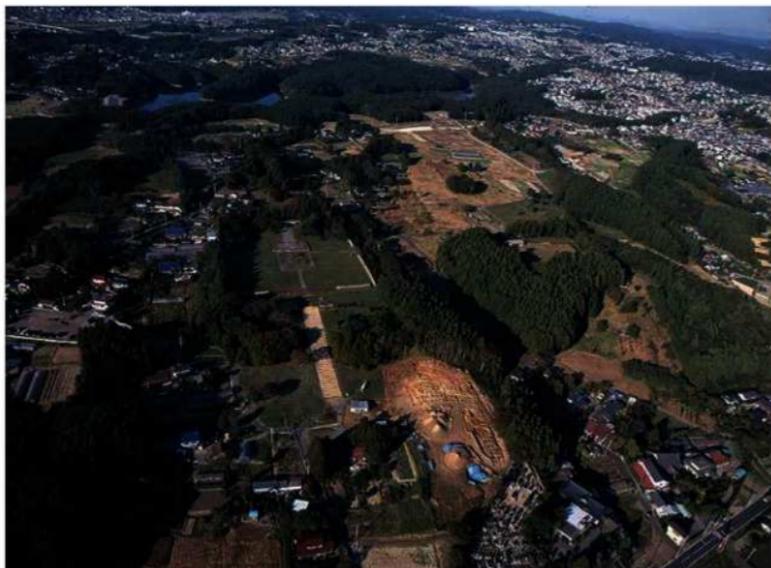
巻頭図版1 第78次調査区と政庁跡（南西から） 奥は大畑地区と外郭東門跡

(写真Z001747)



巻頭図版2 第78次調査区と外郭南門跡（北から） 正面奥は市川橋遺跡

(写真Z001753)



第71次調査区と政庁跡（南から） 右上は大畑地区と外郭東門跡

(写真E1551)



第69次調査区と政庁跡（南から）

(写真E1358)



第70次調査区の建物跡（南から）

(写真E1403)



第69次調査区の建物跡（上が北）

(写真E1356)



第71次調査区北半の建物跡（南から）

(写真E1555)



第78次調査区北半の建物跡（南から）

(写真Z001348)



SB2755・2871建物跡と関連施設（南西から）

(写真Z002006)



SK3264土塙とSX3270盛土（南から）

(写真Z006131)

序 文

多賀城跡は、古代東北地方の政治的・軍事的拠点として8世紀から12世紀にいたるおよそ400年もの間、様々な歴史の舞台となってきました。その価値は早くから認められ、大正11年には平城宮などとともに国の史蹟指定を受け、昭和44年には特別史跡に指定されています。

宮城県はその重要性に鑑み、昭和35年に多賀城跡発掘調査委員会を設置し、多賀城跡調査研究の年次計画を立案し全国的にもいち早く継続的な発掘調査に着手しました。また昭和44年には宮城県多賀城跡調査研究所を設置し、特別史跡多賀城跡附寺跡の計画的な調査研究を継続するとともに、その成果に基づく史跡の環境整備事業も年次計画を立て、継続的に実施してきています。

特別史跡多賀城跡附寺跡のこれまでの発掘調査成果については、各年度の「年報」でその概要を報告してきているところですが、これとはべつに地区別の調査成果を総括する形で正式報告書を刊行することとしており、これまで「政庁跡」「政庁跡補遺編」「外郭南門跡」「城前官衙」の各正式報告書を逐次刊行してまいりました。

今回報告する城前官衙は政庁の南東方向に延び出た尾根上に立地し、政庁南大路を眼下に見下ろす位置にあります。平成10年以降の一連の調査により8世紀から9世紀にかけて存続した官衙建物群を確認し、その一画から蝦夷に対する軍事政策を担当した鎮守府に関する木簡が出土しました。本報告書は、これら城前官衙の一連の発掘調査成果をとりまとめた昨年度刊行の「城前官衙遺構・遺物編」に続く「城前官衙総括編」であります。

また、多賀城跡調査研究所では発掘調査事業とともに環境整備事業を計画的に実施しており、多賀城創建1300年の節目の年となる西暦2024年を目途に城前官衙を含む政庁南面地区の整備を優先的に進めています。研究所では今回の「城前官衙総括編」の成果を整備事業に具体的に盛り込みながら、魅力的な史跡公園の創造に取り組んでまいります。

本書の刊行にあたり、日頃よりご指導をいただいている多賀城跡調査研究委員会の諸先生、文化庁、多賀城市および多賀城市教育委員会、調査と整備事業に対しご支援を頂いた皆様方に対し、感謝申し上げます。

平成31年3月

宮城県多賀城跡調査研究所
所 長 古川 一明

例 言

1. 本書は、宮城県が国庫補助を受け、多賀城跡調査研究所が発掘調査を実施した多賀城跡政庁南面地区の城前官衙総括編である。
2. 本書は、多賀城跡の外郭区画施設の解明および整備に係る資料を得ることを目的として発掘調査を実施した多賀城跡第 69・70・71・74・78・79・89 次調査（1998・1999・2000・2003・2006・2007・2015 年度）の成果を掲載した。その中には政庁南大路の内容を含むものがあるが、本書では城前官衙のみを扱っている。
3. 当研究所の発掘調査と環境整備事業は、多賀城跡調査研究委員会（旧多賀城跡調査研究指導委員会—平成 17 年の条例改正によりに改称）の指導と承認のもとに行っている。
4. 本書掲載の遺構実測図・写真は、各次調査の担当者が実測・撮影したものである。
5. 発掘調査にかかる遺構・遺物の整理は、既に各年報作成時の臨時職員が行っているが、本書作成に際しての整理については、第 1 章—2（第 3 表）に記載している。
6. トレースは佐久間順子・高橋里枝が行った。
7. 本書は、所員で討議と検討を行い、村田晃一が執筆・編集した。
8. 本書と、当研究所がこれまでに刊行ないし執筆・編集に関わった出版物とで見解が異なる場合は、本書の記載内容が優先する。

【表紙題字は大塚惣一郎氏の揮毫による。】

目 次

第I章 緒 言	
1. 城前官衙の調査	1
2. 調査組織	1
第II章 総 括	
1. 主要遺構の変遷と年代	
(1) 遺構期の設定	8
(2) i 期	13
(3) ii 期	
①特 徴	15
②建物配置の計画性	19
③東副屋と西副屋 SB2871 の建物構造について	21
(4) iii-1 期	21
(5) iii-2 期	
①特 徴	23
②建物配置の計画性	27
(6) iv 期	27
2. 各期の年代	
(1) i 期	28
(2) ii 期	28
(3) iii-1 期	29
(4) iii-2 期	29
(5) iv 期	30
3. 瓦葺建物の検討	30
4. 城前官衙の様相と性格	
(1) i 期官衙	32
(2) ii 期官衙	33
(3) iii-1 期官衙	34
(4) iii-2 期官衙	34
(5) iv 期官衙	35
(6) 多賀城内の実務官衙と城前官衙	
①城内の実務官衙	35
②実務官衙の主屋	42
(7) 城前 ii 期官衙と iii-2 期官衙	
① ii 期官衙	46
② iii-2 期官衙	46
第III章 まとめ	48
註	50
挿図・表の出典	51
引用・参考文献	51

図版目次

図版 1	多賀城跡全体図と調査区の位置	2	図版 14	Ⅲ-2 期官衙	23
図版 2	多賀城跡 S 重点遺構保存活用地区 整備基本計画図	4	図版 15	政庁 - 外郭南門間の主要遺構 Ⅲ-2 期当初 (政庁第Ⅲ期)	24
図版 3	城前官衙各次調査区の位置	5	図版 16	Ⅲ-2 期官衙当初の建物配置	26
図版 4	城前官衙の主な検出遺構	9・10	図版 17	Ⅳ期官衙	28
図版 5	城前官衙主要遺構の重複関係(1)	11	図版 18	多賀城跡城前官衙Ⅱ期	33
図版 6	城前官衙主要遺構の重複関係(2)	12	図版 19	多賀城跡城前官衙Ⅲ-2 期	35
図版 7	I 期官衙	13	図版 20	多賀城跡作貫官衙	37
図版 8	政庁 - 外郭南門間の主要遺構 I 期 (政庁第 I 期)	14	図版 21	多賀城跡大畑官衙 A~C 期	38
図版 9	Ⅱ期官衙	15	図版 22	多賀城跡大畑官衙 D 期	39
図版 10	政庁 - 外郭南門間の主要遺構 Ⅱ期 (政庁第Ⅱ期)	16	図版 23	多賀城跡大畑官衙 E 期	40
図版 11	Ⅱ期官衙断面模式図	18	図版 24	多賀城跡大畑官衙 F・G 期	41
図版 12	Ⅱ期官衙の建物配置	20	図版 25	多賀城跡六月坂官衙	42
図版 13	Ⅲ-1 期官衙	22	図版 26	多賀城内における実務官衙主屋の比較 (8 世紀後半~9 世紀後半)	43
			図版 27	SK3264 土壌出土 第 424 号~第 428 号木簡	47

表目次

第 1 表	多賀城跡調査地一覧	3	第 7 表	軒丸瓦の様相と出土傾向	31
第 2 表	城前官衙の次数別調査概要	6	第 8 表	軒平瓦の様相と出土傾向	31
第 3 表	城前官衙の発掘調査および 報告書作成に係わる関係者一覧	6	第 9 表	多賀城内実務官衙の特徴と消長	36
第 4 表	多賀城跡調査研究委員会委員一覧	7	第 10 表	多賀城内実務官衙における主屋の比較	44
第 5 表	城前官衙の遺構期と年代	8	第 11 表	多賀城内における コ字・ロ字型配置建物群の特徴	45
第 6 表	瓦の出土量	31			

凡 例

1. 本書で用いた遺構番号は、多賀城跡遺構登録台帳に登録した番号であり、政庁南面地区以外の地区での番号も合わせた通し番号となっている。また、遺構の種類により以下の略号を使用している。

SA (廻廊・柱列跡)、SB (建物跡)、SD (溝)、SF (築地堀跡)、SH (広場)、SI (整住(住居)跡)、SK (土壇)
SX (道路跡・整地層・削出し面等その他の遺構)

2. 政庁跡では、遺構の変遷を大別して第Ⅰ～Ⅳ期の4時期で捉えており、その変遷は多賀城跡の他の地区をみる際にも有効である。各時期の年代と関連する事項は以下のとおりである。

第Ⅰ期: 養老・神亀頃(717～728)～8世紀中頃 藤原朝興による修造
※多賀城碑銘文によれば創建は神亀元年(724)、修造は天平宝字6年(762)

第Ⅱ期: 8世紀中頃～宝龜11年(780) 伊治公告麻呂の乱を契機とする火災

第Ⅲ期: 宝龜11年(780)～貞観11年(869) 陸奥国大地震による被災

第Ⅲ-1期: 火災後の暫定的な復興、第Ⅲ-2期: 本格的な復興

第Ⅳ期: 貞観11年(869)～11世紀前半頃

第Ⅳ-1期: 震災後の暫定的な復興、第Ⅳ-2期: 北方建物の付加、第Ⅳ-3期: 終末期

3. 調査の測量原点は政庁正殿跡身舎南側柱列中央に埋標し、この原点と政庁南門の中心を結ぶ線を南北の基準線とする座標軸を定めている。南北の基準線は真北に対しておよそ1°04'東に偏している。政庁正殿と政庁南門の測量基準点の平面直角座標値は、昭和61年の改測・改算結果、東日本大震災後(平成24年)に実施した再測量の結果から以下のとおりである。

・政庁正殿(原点)

日本測地系(第10系) X座標:-188276.1240 m、Y座標:13857.2850 m、標高:33.268 m

世界測地系(昭和61年) X座標:-187967.2834 m、Y座標:13557.1698 m

世界測地系(平成24年) X座標:-187968.3530 m、Y座標:13560.4850 m、標高:32.964 m

・政庁南門

日本測地系(第10系) X座標:-188345.2560 m、Y座標:13856.1160 m

世界測地系(昭和61年) X座標:-188036.4147 m、Y座標:13556.0025 m

世界測地系(平成24年) X座標:-188037.4930 m、Y座標:13559.3150 m、標高:29.799 m

※日本測地系は旧日本測地系(T.D.)を、世界測地系は日本測地系2000(J.G.D.2000)を意味する。

4. 本書における遺構の位置関係の表記は、上記測量原点からの平面直角座標上の東西南北方向の距離(m)によって示している(例:W5=原点から西に5m、S3=原点から南に3m)。
5. 平面図において、複数回の調査範囲が重なる部分は基本的に最終調査の図面で示し、必要に応じてそれ以前の調査図で補足している。また、震災以前の調査における断面図の標高値は補正のうえ赤字で示した。
6. 瓦埴類、土器類の名称・型式分類の基準や年代観等は、『多賀城跡 政庁跡 図録編』、『多賀城跡 政庁跡 本文編』、『多賀城跡 政庁跡 補遺編』による。
7. 城内で出土する重弁蓮花文軒丸瓦には5葉、6葉、8葉のものがあるが、大部分は8葉のものである。本書では、必要な場合を除いて、本書では8葉重弁蓮花文を単に重弁蓮花文と記す。また、土器の整形にロクロを使用するものはロクロ整形、使用しないものは非ロクロ整形と称し、調整についてはヘラケズリをケズリ、ヘラミガキをミガキと略す。
8. 引用・参考文献は各章の末尾に掲げた。また、本文中の表記では煩雑さ为了避免のため、以下のように略している。
○〇県・市町村教育委員会→〇〇県・市町村教委。 宮城県多賀城跡調査研究所→多賀研もしくは研究所
埋蔵文化財調査センター→埋文センター

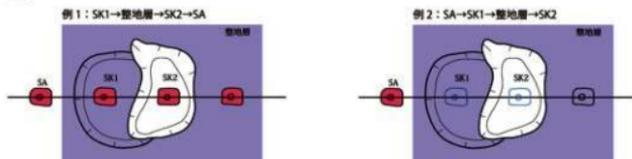
9. 当研究所の過去の刊行物については、以下の例のように略称を用いる。

- ・『多賀城跡 政庁跡 図録編』→『図録編』　・『多賀城跡 政庁跡 本文編』→『本文編』
- ・『多賀城跡 政庁跡 補遺編』→『補遺編』
- ・『多賀城跡 外郭跡Ⅰ－南門地区』→『外郭Ⅰ』
- ・『多賀城跡 政庁南面地区－城前官衙遺構・遺物編』→『南面Ⅰ』
- ・『宮城県多賀城跡調査研究所年報2015』→『年報2015』
(複数年の場合は『年報2000・2001』、『年報2011～2014』など)
- ・『多賀城関連遺跡発掘調査報告書第36冊』→『関連36』
- ・『多賀城漆紙文書』→『漆紙』　・『多賀城跡木簡Ⅰ』→『木簡Ⅰ』

10. 城前官衙で検出した建物跡は、すべて掘立柱建物跡である。本書で単に建物跡と表記した場合、特に断らない限りは掘立柱建物跡を指す。

11. 平面図での遺構の重複関係は、下図のとおりとする。

【重複関係の表記】



第I章 緒 言

1. 城前官街の調査

多賀城跡調査研究所（以下、研究所）は、政庁跡から開始した城内の発掘調査事業を外郭施設や内部に点在する五万崎・金堀・六月坂・大畑・作貫・城前といった実務官街地区などへ対象を拡げながら継続して行っている（図版1、第1表）。このうち、資料が蓄積された政庁地区については、その成果を総括した正式報告書（『図録編』：1980、『本文編』：1982、『補遺編』：2010）を刊行している。とりわけ、『本文編』は各分野の研究成果も集約した報告書であり、現在に至るまで多賀城を調査研究する礎となっている。

一方、外郭区画施設や城内道路、実務官街地区については、調査資料の蓄積が進むものの未解明の課題も多く、正式報告書の刊行には至らなかった。そうした中、多賀城市は第3次保存管理計画で、諸事情により凍結していた外郭南門（多賀城南門）の建物復元とその周辺整備を当該計画期間中に実施する中心的事業と位置付け、平成24年度に多賀城南門等復元整備事業を再開した。これに呼応して研究所でも外郭南門から政庁にかけての区域を重点的に整備する内容に長・中期計画を改め、平成27年度から政庁南大路および城前官街等を対象とした新たな環境整備事業の5ヵ年計画を進めている（S重点遺構保存活用地区、図版2）。また、この整備計画と並行して、当該地区の正式報告書を順次作成することとし、本書は平成28年度刊行の南門地区の外郭南門跡（多賀研2017a）、平成29年度刊行の政庁南面地区の城前官街遺構・遺物編（多賀研2018a）に続く、城前官街総括編である。

城前官街は、政庁跡の南辺東半部から南へ伸びる緩やかな丘陵上に位置する。同官街の発掘調査には第69～71・74・78・79・89次調査（1998～2000・2003・2006・2007・2015年度）があり、第69～71次調査地は概ね官街部分に限られる。一方、第74次以降の調査は政庁南大路や政庁地区にも及んだが、本書は城前官街の総括のみを行う（図版3・4、第2表）。各次調査や個々の遺構の概要は、『南面I』を参照されたい。それ以外については、第78次調査の政庁地区が『補遺編』、第74・79次調査の政庁第1期外郭南門跡（SB2776）^(註1)に関わる成果は『外郭I』ですでに報告しており、政庁南大路を中心とする調査成果は、平成32年度に『政庁南面地区Ⅲー政庁南大路ー』として報告する予定である。

2. 調査組織

今回、報告する各次の調査の主体は宮城県教育委員会であり、発掘調査および『年報』における調査概要の報告、本報告書の作成は宮城県多賀城跡調査研究所が担当した。各次の調査と本報告書作成時における組織と調査・整理の参加者は第3表の通りである。

また、当研究所は、古代史学・考古学・建築史学・建築デザイン学・庭園学・造園学・植物学等の専門家によって構成される多賀城跡調査研究委員会（平成16年までは多賀城跡調査研究指導委員会）を組織し、その指導・助言を得て多賀城跡の発掘調査や環境整備などの事業を実施している。多賀城跡調査研究委員会を構成する委員については第4表に示した。

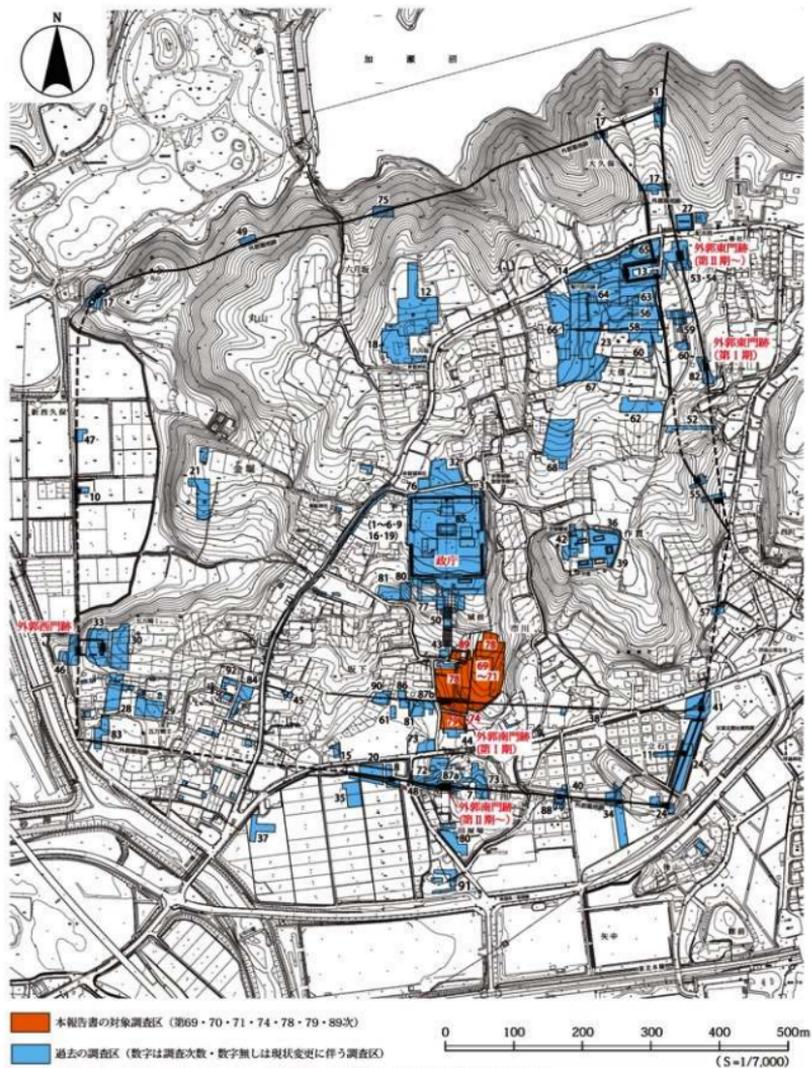
調査と成果
の公表

南門復元とS
重点地区整備

城前官街の
発掘調査

調査組織と
参加者

調査研究
委員会



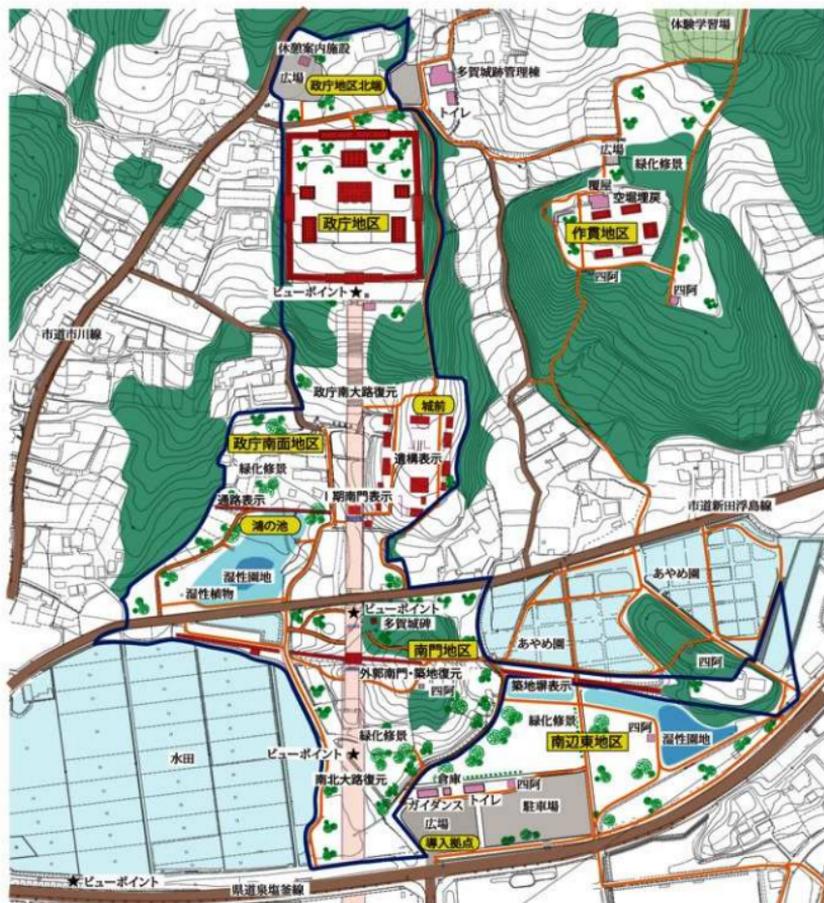
図版1 多賀城跡全体図と調査区的位置

調査年	回数	調査対象地区	調査年	回数	調査対象地区
1960	S35	航空測量	1984	S59	46 外郭西門
1961	S36	多賀城庶寺跡	1984	S59	47 外郭西辺中央部
1962	S37	多賀城庶寺跡	1985	S60	48 外郭南門・南辺中央部
1963	S38	1 政庁地区	1985	S60	49 外郭北辺西部(外郭北門推定地)
1964	S39	2 政庁地区	1986	S61	50 政庁南面(政庁南大路)
1965	S40	3 政庁地区	1986	S61	51 外郭北東隅
1968	S43	4 政庁地区	1987	S62	52 大畑地区・外郭東辺中央部
1969	S44	5 政庁地区南東部	1987	S62	53 外郭東門
1969	S44	6 政庁地区北東部	1988	S63	54 外郭東門
1969	S44	7 外郭南門・南辺中央部	1988	S63	55 外郭東辺中央部
1970	S45	8 外郭南辺中央部	1989	H1	56 大畑地区北半部
1970	S45	9 政庁地区西南部	1989	H1	57 外郭東辺南部(西沢地区)
1970	S45	10 外郭西辺中央部	1990	H2	58 大畑地区中央部
1970	S45	11 外郭東辺南部	1990	H2	59 大畑地区中央部東側
1971	S46	12 六月坂地区	1991	H3	60 大畑地区中央部
1971	S46	13 外郭東門	1991	H3	61 坂下(溝ノ池)地区
1971	S46	14 大畑地区	1992	H4	62 大畑地区南半部
1972	S47	15 坂下(溝ノ池)地区	1992	H4	63 大畑地区北半部
1972	S47	16 政庁地区北半部	1993	H5	64 大畑地区北部
1972	S47	17 外郭北東隅・北西隅等	1994	H6	65 外郭東門
1972	S47	18 六月坂地区	1995	H7	66 大畑地区北西部
1973	S48	19 政庁地区北西部	1996	H8	67 大畑地区西部
1973	S48	20 外郭南辺中央部	1997	H9	68 大畑地区西部・多賀城碑
1973	S48	21 金屋地区	1998	H10	69 城前地区南部
1973	S48	22 高平遺跡(緊急調査)	1999	H11	70 城前地区南部
1974	S49	23 大畑地区	2000	H12	71 城前地区南部
1974	S49	24 外郭南東隅	2001	H13	72 外郭南辺中央部(南門の西・北側)
1975	S50	25 多賀城庶寺跡南大門推定地	2002	H14	73 外郭南辺中央部(南門の東・北側)
1975	S50	26 多賀城庶寺跡中門前地区	2003	H15	74 城前地区(南門・政庁南大路)
1975	S50	27 妻社宮西隣(緊急調査)	2003	H15	75 外郭北辺中央部
1976	S51	28 五万崎地区	2004	H16	76 政庁地区(東脇殿・後殿・北辺)
1976	S51	29 五万崎地区	2005	H17	77 政庁地区(東楼・西脇殿・南面)
1977	S52	30 五万崎地区	2006	H18	78 政庁・政庁南面・城前地区
1977	S52	31 政庁北方隣接地区	2007	H19	79 城前地区(南門・政庁南大路・坂下)
1978	S53	32 政庁北方隣接地区	2008	H20	80 政庁南西・田屋堀地区(南北大路)
1978	S53	33 外郭西門	2009	H21	81 坂下(溝ノ池)・政庁南西地区
1979	S54	34 外郭南辺東部	2010	H22	82 外郭東辺中央部(伊保石地区)
1979	S54	35 外郭南辺中央部の南側	2011	H23	83 外郭南西隅・五万崎地区
1980	S55	36 作賈地区	2012	H24	84 五万崎地区(外郭南辺)
1980	S55	37 城外南方(砂押川東岸)地区	2012	H24	85 政庁地区正殿
1981	S56	38 作賈地区(南端低湿地)	2013	H25	86 坂下地区(溝ノ池外郭南辺)
1981	S56	39 作賈地区	2014	H26	87 外郭南門・南辺中央部・坂下地区
1982	S57	40 外郭南辺東部	2015	H27	88 外郭南辺東部(立石地区)
1982	S57	41 外郭東辺南部	2015	H27	89 政庁南大路・城前地区
1982	S57	42 作賈地区	2016	H28	90 坂下地区(溝ノ池外郭南辺)
1983	S58	43 城前地区(政庁南大路)	2017	H29	91 外郭南門地区(田屋堀地区)
1983	S58	44 城前地区(政庁南大路)	2018	H30	92 五万崎地区
1984	S59	45 坂下地区(緊急調査)			

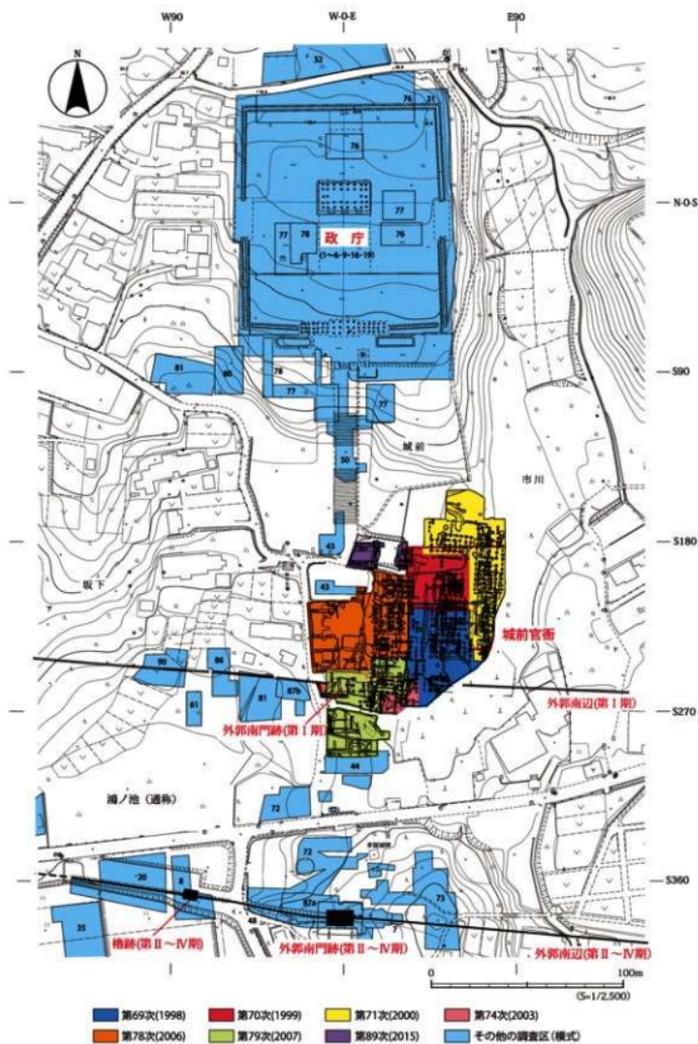
■ 城前官衙に関わる調査

* 調査対象地区の名称は、調査当時のものを使用

第1表 多賀城跡調査地一覧



図版2 多賀城跡S重点遺構保存活用地区整備基本計画図



図版3 城前官街各次調査区の位置

氏名	分野	職	在任期間
◎伊東 信雄	考古学	東北大学名誉教授	S44～S61(1969～86)
飯田 須賀斯	建築史学	東北工業大学教授	S44～S45(1969～70)
太田 博太郎	建築史学	東京大学名誉教授	S44～S49(1969～74)
坂本 太郎	古代史学	東京大学名誉教授	S44～S56(1969～81)
井上 光貞	古代史学	国立歴史民俗博物館長	S44～S57(1969～82)
関 晃	古代史学	東北大学名誉教授	S44～S60(1969～85)
◎高橋 富雄	古代史学	東北大学名誉教授	S44～H3(1969～91)
青木 和夫	古代史学	お茶の水女子大学名誉教授	S44～H13(1969～01)
◎芹沢 長介	考古学	東北大学名誉教授	S44～H13(1969～01)
坪井 清足	考古学	奈良国立文化財研究所長	S44～H13(1969～01)
横崎 彰一	考古学	名古屋大学名誉教授	S44～H13(1969～01)
牛川 善幸	造園学	奈良国立文化財研究所平城京発掘調査部計測修景調査室長	S45～S52(1970～77)
板田 泉	建築史学	東北大学名誉教授	S45～S62(1970～87)
横山 光雄	造園学	東京大学名誉教授	S45～H1(1970～89)
横山 浩一	考古学	奈良国立文化財研究所理蔵文化センター長	S50～S52(1975～77)
塩田 敏志	造園学	東京農業大学教授	S53～H13(1978～01)
飯山 晴生	古代史学	東京大学名誉教授	S57～H15(1982～03)
吉田 孝	古代史学	青山学院大学教授	S59～H9(1984～97)
渡辺 定夫	都市工学	東京大学名誉教授	S60～H15(1985～03)
田中 琢	考古学	奈良国立文化財研究所長	S63～H2(1988～90) H6～H8(1991～96)
宮本 長二郎	建築史学	奈良国立文化財研究所建造物研究室長	S63～H2(1988～90)
岡田 茂弘	考古学	東北歴史博物館長	S63～H15(1988～03)
今泉 隆雄	古代史学	東北大学名誉教授	S63～H23(1988～11)
◎須藤 隆	考古学	東北大学名誉教授	S63～H26(1988～14)
井手 久登	緑地学	東京大学名誉教授	H1～H18(1989～06)
町田 章	考古学	独立行政法人国立文化財研究所 奈良文化財研究所長	H11～H16(1999～04)
平川 南	古代史学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館長	H14～H24(2002～12)
進士 五十八	造園学	東京農業大学学長	H14～H26(2002～14)
津藤 秋輝	考古学	東北歴史博物館長	H16～H18(2004～06)
近江 陸	都市工学	東北大学名誉教授	H16～H24(2004～12)
田辺 征夫	考古学	独立行政法人国立文化財研究所 奈良文化財研究所長	H17～H22(2005～10)
飯瀬 康一	建築史学	宮城学院女子大学特任教授	H3～H28(1991～16)
◎佐藤 信	古代史学	東北大学名誉教授	H10～(1998～)
鈴木 三男	植物学	東北大学名誉教授	H19～(2007～)
松村 恵司	考古学	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所長	H23～(2011～)
熊谷 公男	古代史学	東北学院大学名誉教授	H25～(2013～)
小野 健吉	庭園史学	和歌山大学教授	H25～(2013～)
櫻井 一弥	建築学	東北学院大学教授	H25～(2013～)
阿子島 香	考古学	東北大学大学院教授	H27～(2015～)
粟野 隆	造園学	東京農業大学准教授	H27～28(2015～16)
古瀬 奈津子	古代史学	お茶の水女子大学基幹研究院教授	H27～(2015～)
黒田 乃生	造園学	筑波大学教授	H29～(2017～)
藤井 恵介	建築史学	東京大学名誉教授	H29～(2017～)

※在任年数。◎は委員長経験を示す

第4表 多賀城跡調査研究委員会委員一覧

第II章 総括

1. 主要遺構の変遷と年代

- 発見遺構 城前地区の発掘調査では、掘立柱建物跡68棟(建替えを含む)、材木崩跡5条、掘立柱列跡61条、
 竪穴住居跡9棟、井戸跡1基、通路跡3条、溝跡40条、土塀62基など多数の遺構を検出した。
- 中央列・東列 その主体は建物跡と柱列跡で、すべて掘立柱式であり、礎石式は認められない。
- ・西列 建物跡と柱列跡は、中央区北部のS169付近にあるSA2599柱列跡からS260にかけて分布しており、それらは南北方向の帯状に遺構が少ない部分を挟んで3列に分けられる(図版4)。また、それぞれは中央部が東西棟建物跡、東部は南北棟建物跡、西部は東西棟建物跡と南北棟建物跡と建物構成が異なることから、中央列、東列、西列と呼ぶ^(註2)。さらに、列毎の南北方向の位置は、中央列の遺構分布を踏まえて概ねS195付近から北を北部、S243付近から南を南部とし、その間を中央部とする。

(1) 遺構期の設定

- 城前遺構期と 城前官衙の遺構期とそれぞれの様相・年代は、以下のようにまとめることができる(『年報
 政庁遺構期 2000・2006・2007』)。遺構期の名称については、『年報2000』以降、A期・B期・C期と呼んできたが、『年報2007』でA期の前にⅰ期が設定されたことから、本書ではⅰ期・ⅱ期(ⅡA期)・ⅲ期(ⅡB期)、ⅳ期(ⅡC期)と呼ぶことにする。また、B期については当初、B1・B2・B3期と細分したが、B3期(9世紀中頃以降)は場所によって建物変遷の数が異なり、B2期との峻別が難しいことから(『年報2006』)、ⅲ-2期に含めることとした(第5表)。
- ⅰ期：外郭南門と区画施設。建物や塀は少ない (8世紀前半～中頃、第ⅰ期)
- ⅱ期：火災前の官衙。計画性の高さが特徴 (8世紀中頃～宝龜11年(780)、第ⅱ期)
- ⅲ期：火災後の官衙
- 1期…火災直後の後始末や官衙復興に伴う造営期を含む (宝龜11年(780)～8世紀後葉頃、第ⅲ-1期)
- 2期…復興官衙。実務性の強い官衙に変化。9世紀中頃以降に建物が減少する (8世紀後葉頃～9世紀後半頃、第ⅲ-2期～第ⅳ期)
- ⅳ期：終末期。建物や塀が激減した時期。柱穴埋土に灰白色火山灰を含む(10世紀前葉頃、第ⅳ期)
- 城前遺構期 ⅰ期は、城前地区南端に外郭区画施設、政庁南大路との交点には八脚門が設けられた時期で、
 の概要 実務官衙を構成する施設は非常に少ない。ⅱ期は、規格性の高い建物を計画的に配置しており、

政庁遺構期	第ⅰ期	第ⅱ期	第ⅲ-1期	第ⅲ-2期	第ⅳ期	
年代	724～762年	762～780年	780年～8世紀後葉	8世紀後葉～869年	869年～11世紀前半	
政庁南面Ⅱ(本書)	ⅰ期	ⅱ期	ⅲ-1期	ⅲ-2期	ⅳ期	—
年代	724～762年	762～780年	780年～8世紀後葉	8世紀後葉～9世紀後半	10世紀前葉	
年報1998	—	a 期	b 期	c 期	d 期	—
年報1999	—	①群	②群	③群	—	—
年報2000	—	A 期	B1 期	B2 期	B3 期	C 期
年報2006	—	A 期	B1 期	B2～3期		C 期
年報2007	ⅰ 期	ⅱ 期	ⅲa 期	ⅲb 期	ⅲc 期	—

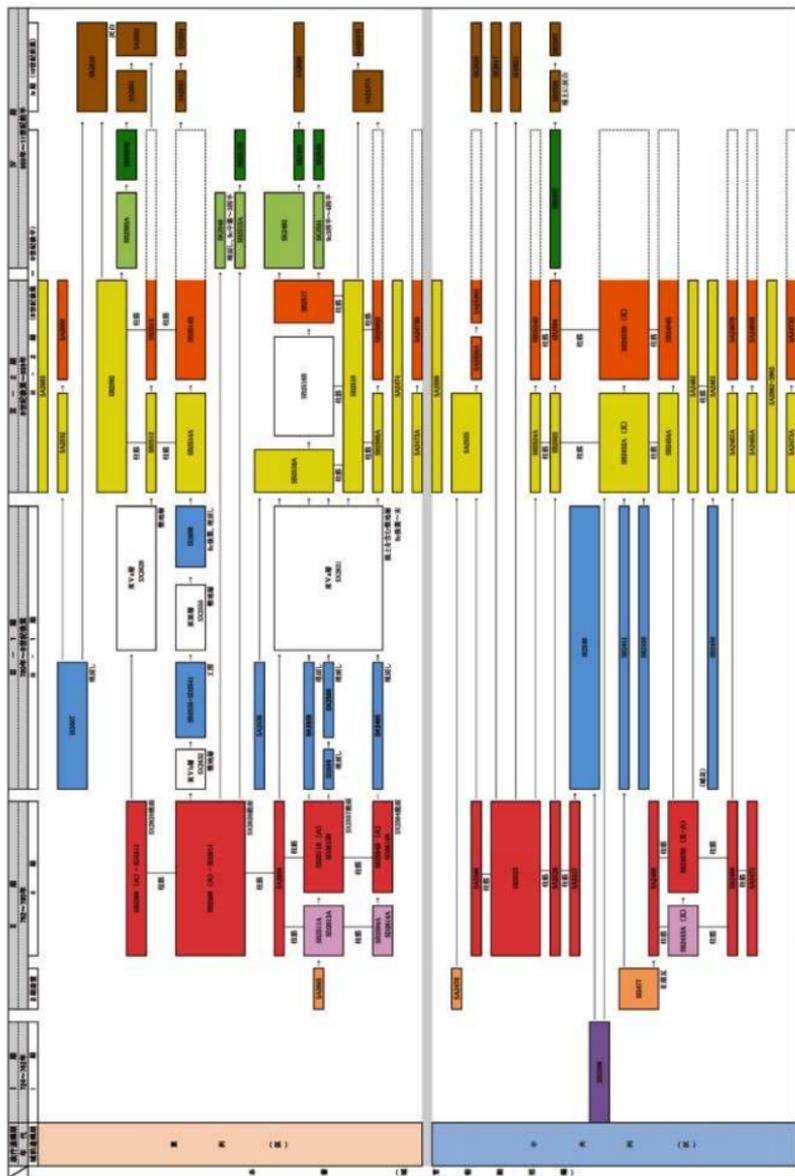
第5表 城前官衙の遺構期と年代

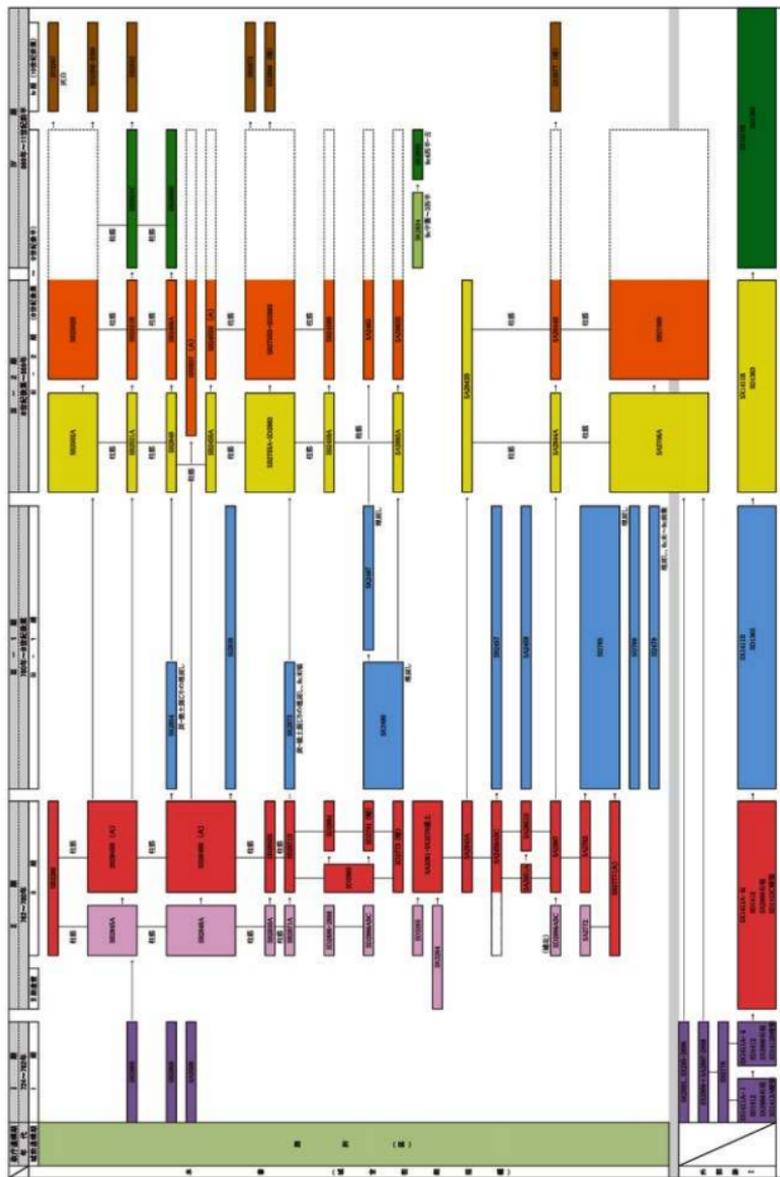


※建物跡や欄干の柱穴の色は、図版5・6に対応する

図版4 城前官衙の主な検出遺構

1. 主要遺構の変遷と年代





図版 6 城前官舎主要建物の重複関係 (2) 一西列・政庁南大路

※ CEO は瓦葺建物、(心) は壊れた建物、(南) は明渠

8世紀中頃につくられ、宝亀11年(780)の伊治公若麻呂の乱に伴う火災で焼失した。iii期は火災後の官衙で、重複関係や建物配置、遺構の特徴や構成より、直後の暫定期から次段階への造営期(iii-1期)と本格的に復興された官衙(iii-2期)に分けられる。また、後者の西列では火災で廃絶した建物が認められる。iv期は建物や塀が激減しており、10世紀前葉のうちに城前官衙は終末を迎える。

図版5・6は、城前官衙における主要遺構の重複関係をまとめたものである。これを見ても、上述した遺構期の理解と年代観は妥当なものと考えられることから^(註3)、本書でもこれに基づいて各期の特徴を述べる。

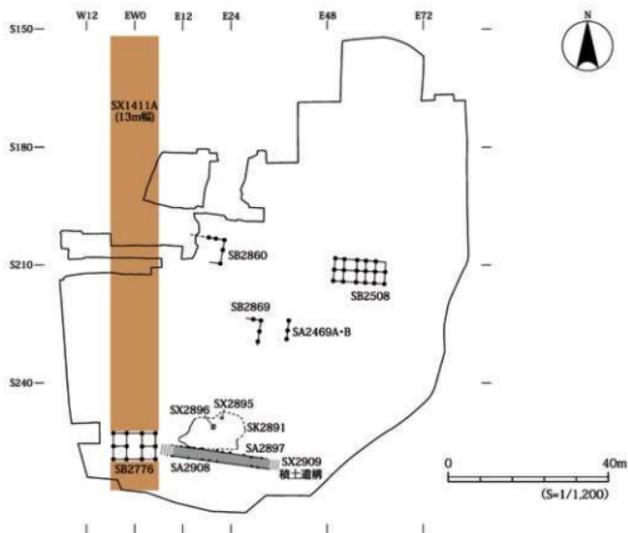
(2) i 期

i期の遺構には掘立柱建物跡3棟、掘立柱列跡2条などがある(建替えを含む。以下同じ)(図版7)。SX1411A政庁南大路上にあるSB2776建物跡は、第I期外郭南門で八脚門と推定された(『外郭I』)。方向は、南北の発掘基準線に対して北で3°東に傾く。また、南北両端に柱列を伴う東西方向の積土遺構SX2909は、SB2776に向けて延びること、方向が東西の発掘基準線に対し東で南に7°振れることから、SB2776と一体の区画施設で築地塀の可能性もある(『外郭I』)。さらに、その北に接するSK2891土塀は東西に長いことから、SX2909に伴う土取り穴とみられる(図版7)(『外郭I』)。

城前官衙では、ii期のSB2845A・B建物跡やSD2855溝跡より古い建物跡としてSB2860がある^(註4)。方向は、南北の発掘基準線に対して北で東に10°ほど振れる。南北の発掘基準線に近

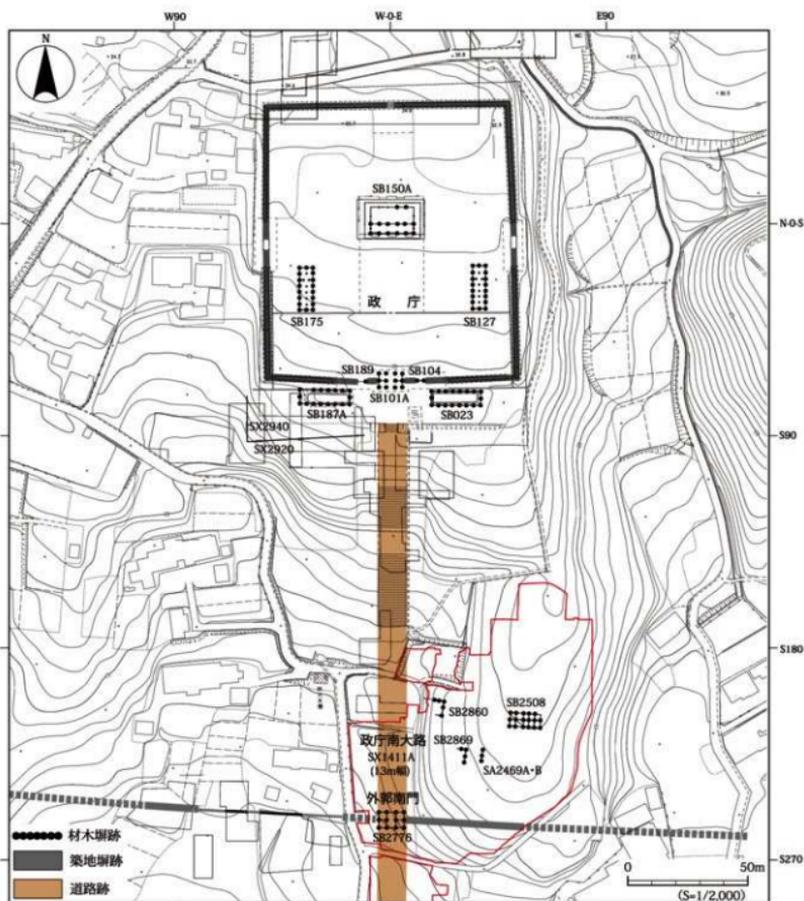
第I期の外郭
南門と南辺

建物と塀



図版7 i期官衙

い ii・iii期とは異なり、SX2909の方向に近いことから i期と考えられる。これと同じ方向をとるものとしては、SB2508・2869 建物跡と SA2469A・B 掘立柱列跡がある。SB2508 は iii-1 期の SI2540 竪穴住居跡より古い 5×2 間の東西棟総柱建物で、後続する ii・iii期の主屋とほぼ同じ位置にあることから、本期の主屋の可能性はあるが、他の建物の規模や配置に不明な点が多いことから確定できない。SB2869 と SA2469 は他の遺構と重複しないため、方向の共通性から i期とみておきたい。



図版 8 政庁—外郭南門間の主要遺構 i 期 (政庁第 1 期)

(3) ii 期

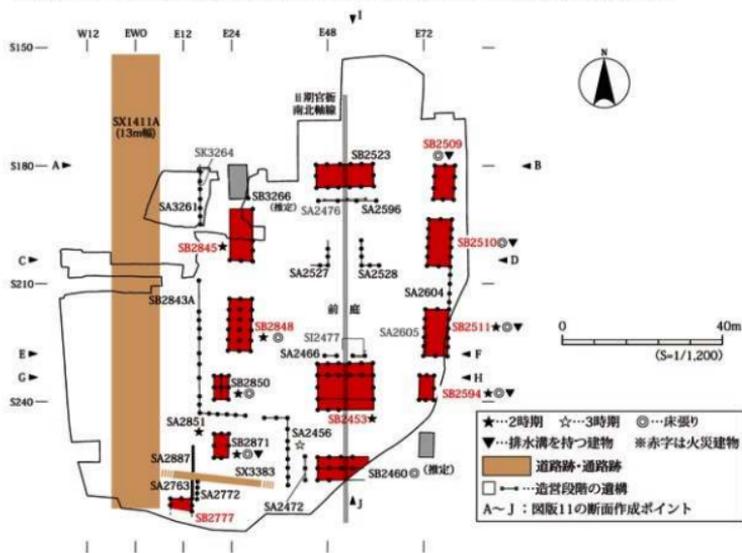
①特徴

ii期官衙の遺構は掘立柱建物跡21棟、材木堀跡2条、掘立柱列跡13条、通路跡1条などである(建替えを含む)(図版9)。官衙の範囲は、東辺が南北に並ぶ3棟の副屋^(※5)SB2509～2511建物跡の東側柱列と考えられる。西辺は南からSA2763・2772・2887・2843A・3261などの掘立柱堀や材木堀で仕切られていた(『年報2015』)。後述するように、SA2763・2887・2843A・3261は新しい時期になって揃うことから、ii期新段階に官衙西辺が整備されたと考えられる。また、SA2763・2887材木堀の間は約2.8m開いている。古段階のSA2772掘立柱列とSD2886溝の間も同じ位置・間隔で離れることから、両者の間は政庁南大路SX1411Aからii期官衙へ至る通路の入口と考えられる。その場合、新段階は官衙の入口両脇のみ材木堀を採用したことになる。また、そこから延びるSX3383通路はi期外郭南辺の築地堀とみられるSX2909の上を通ることになり、同様の利用例は、SB2776南門西側でも認められる(SX3330→SX2962、『年報2016』)。さらに、SA2763・2772の北端は東に位置するSB2460の南側柱列の西延長上にあり、SX3383の位置には計画性が認められる。

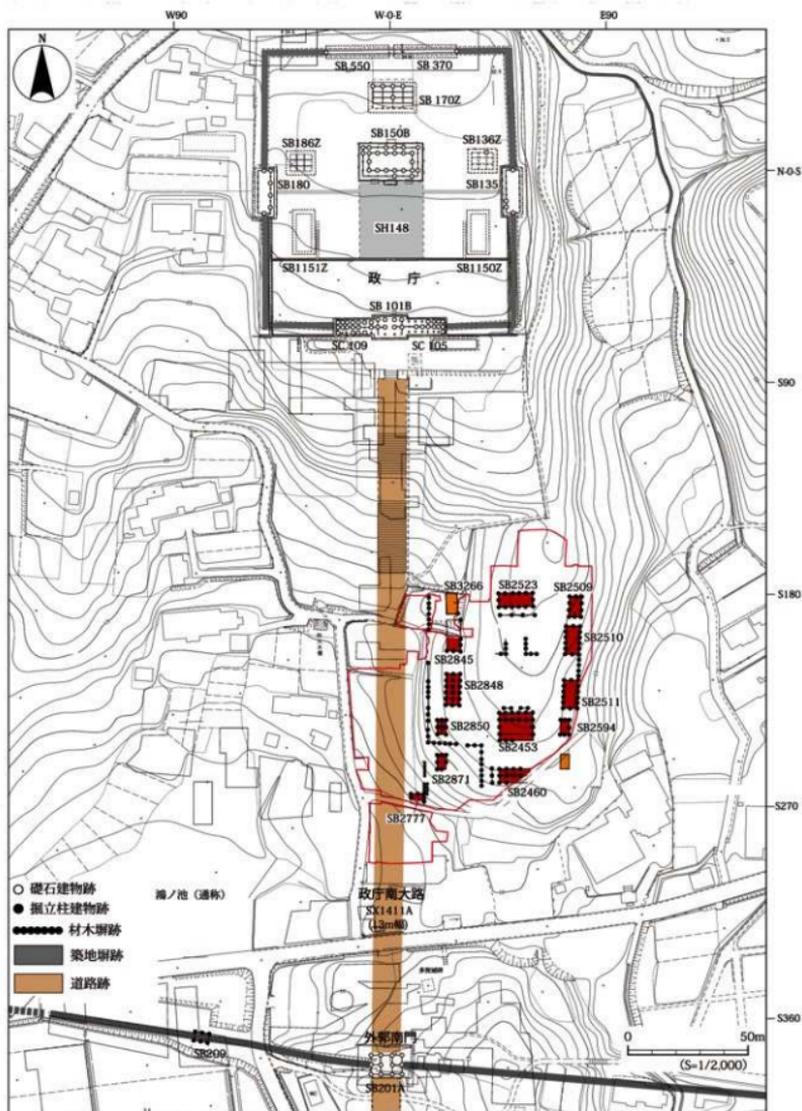
発見遺構

南北を画する区画施設は認められないが、北辺はSB2523建物跡の北側柱列が南北の発掘基準線から約180m(S179)の所にあり、政庁からはほぼ600尺にあたることから、東辺と同じく建物自体が北辺となったと考えられる(図版9)。南北はSB2523からSA2456南端までで約84mある。したがって、ii期官衙の規模は東西が約60m(200尺)、南北が約84m(280尺)と考えられる。また、造営にあたっては、東列の建物部分で地山の削出しと嵩上げ整地(東Ⅷ層)、官衙北西部分で西から入る沢を埋戻す整地(西Ⅱ層)が行われて官衙域の整備が行われている。

官衙の規模



図版9 ii期官衙



図版10 政庁—外郭南門間の主要遺構 ii 期 (政庁第II期)

建物群は、南北方向の帯状に遺構が少ない空地によって中央・東・西の3列に分けられる。官衙は、政庁正殿から約240m(800尺)南にある中央列南側のSB2453建物を主屋とする。同建物は、5×4間東西棟二面廂で、後述するように瓦葺きと考えられる。官衙は主屋の北側に広場(前庭)があり、南側は主屋と南向屋SB2460との確認面のレベルと柱穴の深さから、南へ傾斜していた(図版11)。これらを囲む副屋は、前庭側が桁行3~5間であるのに対し、主屋の側面から南側は2間以下である。こうしたことから、ⅱ期官衙は政庁側を正面とした北向きの建物群であったと考えられる。また、主屋の対面には、北に5×2間東西棟のSB2523(北向屋)、南に梁行2間で床張りの東西棟SB2460建物(南向屋)が置かれた。3棟の建物は西妻を揃え、主屋と北向屋は東妻も揃えることから、中心線上に並ぶ主屋と南北の向屋は、桁行総長が同じで妻を揃えて建てていたと考えられる。

主屋・副屋・
向屋

副屋は東列の南端と西列の北端の規模が未確定であるが、柱筋を揃えて南北に並んでおり、前庭側の4棟(SB2510・2511・2845・2848)は東西対称に置かれ、主屋両側と後方西側の3棟(SB2594・2850・2871)は同規模である。このため、ⅱ期官衙は副屋が東西5棟ずつあり、南北の向屋を加えた12棟が全体を囲んだロ字型配置と考えられる。また、検出した11棟のうち7棟は建替えが認められたが、建物位置は変わらないため一斉に改修されたとみられる。官衙の終末は、8棟の建物(SB2453B・2509・2510・2511B・2594B・2777・2845B・2848B)で火災の痕跡が認められ、その分布は官衙全体に及ぶことから、ほぼ全焼したと考えられる。

ロ字型配置

前庭を囲む8棟の建物(主屋・北向屋・副屋6)は、副屋北端の2棟を除いて身舎がほぼ同規模の5×2間である。これに対し、主屋両側と後方の副屋は、同規模の2×2間南北棟建物が柱列を揃えて2棟ずつ並んだと考えられ、副屋は主屋の前側と両側・後方では規模や構造が異なる。

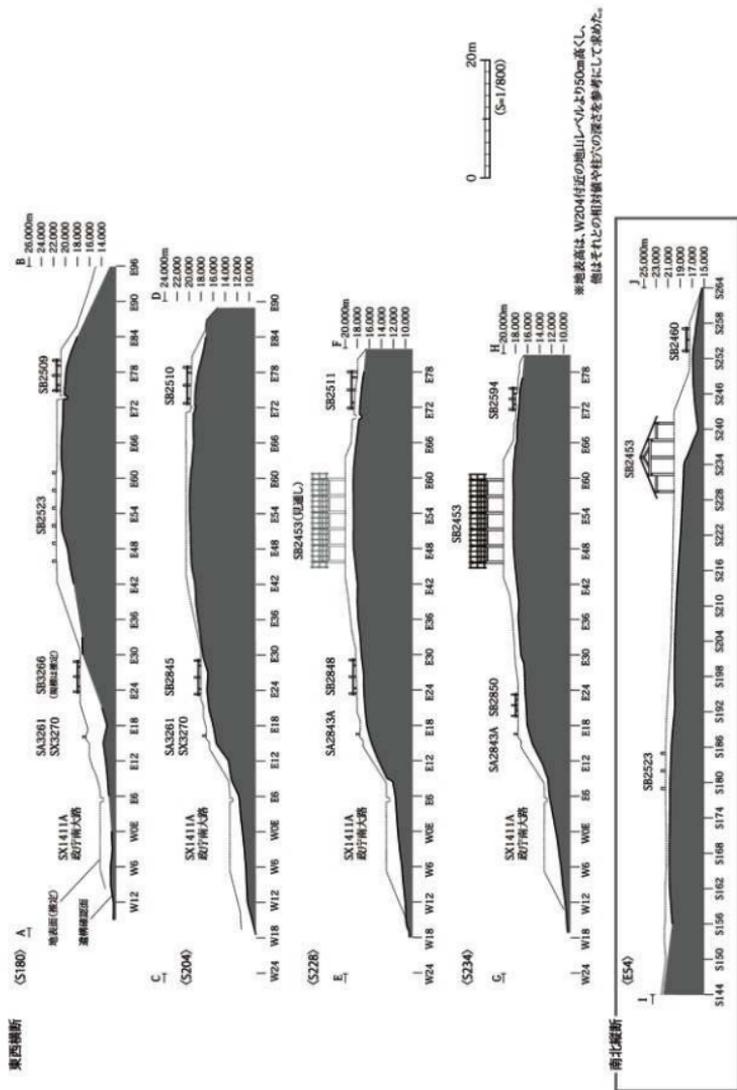
副屋の構造

また、副屋は検出した8棟のうち7棟が床張りであるため、10棟全てが床を有する建物であった可能性が高く(『年報2000』)、南向屋も加えると、ⅱ期官衙を構成する13棟の建物のうち、11棟は床張りと考えられる(図版9)。ここで、城前官衙の横断面をみると(図版11)、東西の斜面に位置する副屋と廂は、斜面上側の地山を削り出し、下側へ嵩上げ整地(東Ⅷ層・南西Ⅴ層・西Ⅱ層)を行って平坦面を造成してつくられた。東副屋については、南北方向の地山切り出しラインもほぼ揃えている。その結果、中央列はほぼ平坦で、東列はそこから一段低くなる。西列は、中央列より北端のSB3266付近で4m、SB2848北妻付近から南で2mほど下がっており、官衙内部は東西へ向けて傾斜する。東西の副屋が床張りとなり、東列と南西隅の副屋が排水溝を伴うのは、こうした地形条件によるとみられるが、火災後復興されたⅲ-2期官衙の当初では、床張りの建物が2棟(SB2521・2755)のみであることから、地形に加えⅱ期官衙の機能に結びついた建物構造であった可能性が考えられる。

床張り建物

西副屋南端のSB2871建物は、北のSB2850建物と柱筋を揃えるものの、他の建物とは廂で画される(北:SA2851、東:SA2456)。建物を建てる際は、標高が高い側を削り、低い方は盛土整地(南西Ⅴ層)を行って平坦面を造り出している。また、B建物の柱穴は厚さ30cm以上の自然堆積層で覆われ、柱はその上から抜き取られたことから、床張りの建物と考えられる(『年報2007』)。同建物は整地を行って内外を平坦にしたのち、内部に溝をつくり、外周に設けられた溝と暗渠で排水していた。A建物でも同様の施設が認められることから、SB2871は床張りの建物内

水を利用した
建物SB2871



図版11 吉野新断面構式図

部で水を使用し、それを床下と外周の排水施設で外に流していたと考えられる。

前庭の施設としては、主屋と北向屋に目隠し塀、中央北側に「L」字と逆「L」字で東西1対となるSA2527・2528掘立柱列が設けられた⁽⁴⁶⁾。後者は、南北部分が主屋と北向屋の東・西妻から1間内側の柱穴を南北に結ぶ線上に位置する。また、両者の間は9.0m空いており、主屋と北向屋を結ぶ通路と考えられる。

前庭の施設

一方、これらの建物跡や塀より古い遺構としてSA2476・2605掘立柱列跡、SI2477竪穴住居跡、SK3264土壌などがある。柱列や竪穴住居はⅱ期と同じく北を向き、SA2605はⅱ期の整地層(東Ⅷ層)より新しいこと、SI2477の貼床や床面から第ⅱ期の瓦が出土したことから、ⅱ期の造営段階に位置付けられる。また、官衙北西のSK3264は多量のはつり材が破棄された後、上限を天平宝字元年(757)とする木簡類やロクロ土師器、土砂が堆積した上にⅱ期西辺のSA3261掘立柱列が構築された。ⅱ期官衙は主要建物が一度建替えられたことから、はつり材はⅱ期官衙の造営に伴う廃棄、その上の自然堆積層が改修前の官衙機能時の堆積土、SA3261が改修後のⅱ期官衙西辺であり⁽⁴⁷⁾、木簡の内容はⅱ期官衙の性格と密接に係わると考えられる(『年報2015・2016』、『南面I』)。

造営段階の遺構

SA3261の東西でそれに並行して南北に延びる溝跡がある。西側でSA3261より古いSD3265は、方向からみてⅱ期官衙に伴う区画施設の可能性はある(図版4)。一方、SA3261から4m東にあるSD2855は下層(火災前)から第ⅱ期の重弁蓮花文軒丸瓦221が出土しており、上層(火災時・火災後の埋土)からは多数の瓦が出土したが、第ⅲ期以降の瓦は認められないことからⅱ期と考えられる。SB2845の西側柱列に並行するため、その排水施設とみられる(『年報2006』)。

SD2855とSD3265

ところで、南西隅で確認したSB2777建物跡は、官衙西辺の塀の外側に取り付く(図版9)。類似施設には後述するSB2459建物跡や加美町壇の越遺跡のSB5202・5203建物跡のような門番詰所(加美町教委2008)などがあげられる。ⅱ期官衙の外にあること、政庁南大路とⅱ期官衙入口に面することから、道路から官衙入口までを見据えた広い警衛にあたっていたと考えられる(『年報2007』)。

SB2777の機能

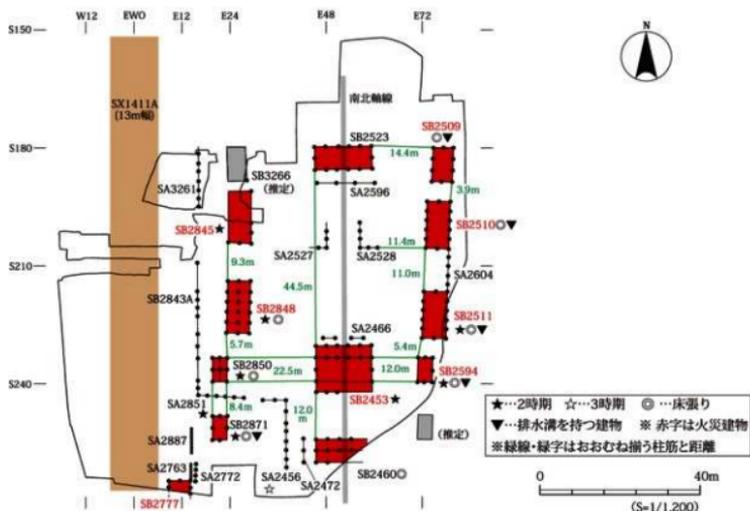
②建物配置の計画性

官衙の南北軸線は主屋のSB2453建物跡、向屋のSB2460・2523建物跡の中心線を結ぶE53前後(E52.8～53.3)のラインで、政庁東辺築地の東基底部分の位置(E52)にほぼ一致する(『年報2006』)(図版10)。中央列のSB2523・2453・2460建物跡は、西妻の柱筋を揃えSB2523・2453が44.5m、SB2453・2460は12.0m離れて南北に並ぶ。また、SA2528掘立柱列跡は、南北方向の柱筋が北と南にあるSB2523・2453の東妻から1間目の梁行柱筋にほぼ一致し、SB2453の北24.0mに位置する(図版12)。

中央列の建物

東副屋は北側3棟のSB2509～2511建物跡が東側柱列を、南側3棟のSB2510・2511・2594建物跡が西側柱列を揃えて南北に並ぶ。建物間の距離は、SB2509-SB2510で3.9m、SB2510-SB2511で11.0m、SB2511-2594で5.4mである。このうち、最も北に位置するSB2509は、北妻の柱筋を北向屋SB2523の北側柱列に揃えており、両建物間の距離は14.4mである。また、主屋SB2453の東に位置するSB2594建物跡は、南北両柱列を主屋の南北両入

東副屋



図版12 ii期官衙の建物配置

側柱列に揃えており、両建物間の距離は12.0mである。さらに、SB2510建物跡の南妻の柱筋は、SA2528の東西方向の柱筋にほぼ一致しており、距離は11.4mである。

西副屋

西副屋は北側3棟のSB2845・2848・2850建物跡が西側柱列を揃えて南北に並ぶとみられ、南側2棟のSB2850・2871は東西の柱列を揃えて南北に並ぶ。建物間の距離は、SB2845-SB2848で9.3m、SB2848-SB2850で5.7m、SB2850-2871で8.4mである。また、主屋B2453の西に位置するSB2850は、南北両柱列を主屋の南北両入側柱列に揃えており、両建物間の距離は22.5mである。

主屋・副屋・
向屋の関係

主屋と向屋、副屋との関係は、主屋SB2453の南入側柱列が北向屋SB2523北側柱列(S179)の60m南(S239)に位置し、副屋は東列の西側柱列が主屋東妻の12.0m東、西列の東側柱列は北側2棟が西妻の17.0m西、南側2棟は西妻の22.5m西に位置する。また、南向屋SB2460は北側柱列が主屋南廂柱列の12.0m南にある。

官衙の範囲

ii期官衙は、政庁から約180m(=600尺)の位置から南北約81m(=270尺)、東西約60m(200尺)の範囲につくられた。主屋と南北向屋のセンターを結んだ南北軸線は、政庁東辺築地の東基底部分の南延長線に一致する。建物は北向屋SB2523が北側柱列を北辺に合わせ、その南60m(=200尺)に主屋SB2453の南入側柱列が位置し、主屋の南12m(=40尺)に南向屋SB2460がつくられた。東副屋はSB2523の北側柱列から14.4m離れてSB2509北妻が位置し、これに東側柱穴を揃えてSB2510・2511が並んだ。

副屋の位置

これに対し主屋両側の副屋は、南北両柱列を主屋の南北入側柱列に揃え、その両妻から東は12m(=40尺)、西が22.5m(=75尺)離れている。東列の副屋が主屋との間隔が狭くなる

のは、地形の制約を受けたためであり、西列が広がるのは、北2棟の西側柱列に南2棟の東側柱列に揃えたためである。その理由としては、SA2851とSA2456との間が広がっていることから、ここを出入口として利用したためとみておきたい。

こうしたことから、ii期官衙は縁辺部が地形による制約を受けたものの、主屋と前庭を向屋と副屋が柱筋を揃えて囲み、それらは1〜2度建替えられるがそれぞれの位置は変わらないことから、高い計画性のもと建物が配置され、一定期間それが維持されたと考えられる。

計画性の
高い配置

③東副屋と西副屋 SB2871 の建物構造について

東副屋 SB2511 建物跡は、検出面の標高が北西隅柱穴の南辺で約 17.9 m、南西隅柱穴の東辺で約 17.6 m である。桁行総長は 12 m であることから、南北方向はほぼ水平といつてよい。一方、南東隅の柱穴は、A 建物の柱穴掘込み面である東Ⅷ層上面で約 16.7 m、B 建物は嵩上げ整地層（第Ⅷ層）の上面で約 17.0 m、北東隅の柱穴は、A 建物の掘込み面である旧表土面が約 16.5 m、B 建物に伴う嵩上げの整地層（第Ⅷ層）上面で約 16.9 m である^(註8)。このため、SB2511 内部の機能面は北妻の東西で約 1 m、南妻の東西で約 0.6 m の高低差が生じる。梁行総長は 6 m であることから、内部は東西方向でかなりの傾斜となる。このため、SB2511 の内部は土間ではなく、床張りであった可能性が高い（『年報 2000』）。

SB2511 の
構造

同様のことは、同じ傾斜面につくられた SB2509・2510・2594 建物跡についても指摘できる。東副屋の SB2509～2511・2594 建物は、標高の高い西側や北側を削って平坦面を造り出し、法面下端には雨水の流入を防ぐ排水溝を設けている（図版 11）。このうち、SB2509～2511 の内部には排水溝から溢れ出た堆積土（東Ⅷ層）が認められ、その上面に ii 期官衙の火災に伴う焼面が残っていた。こうしたことから、南北に並ぶ 4 棟の東副屋はいずれも床張り建物と考えることができる。また、西副屋南端の SB2871 は 2×2 間の側柱建物であるが、B 建物の柱穴の上には厚さ 30cm 以上の自然堆積層があり、柱はその上から抜き取られたことから、床張りの建物と考えられる（『年報 2007』）。

床張り建物

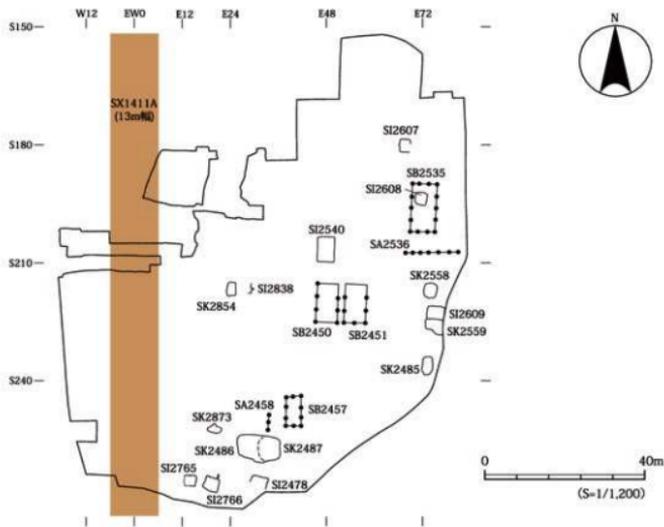
これまで、側柱建物は一般的には床張りの構造とは考えられていない。今回の調査では、東副屋の建物内部に廃絶時の機能面が良好に残存し、排水溝から溢れ出た堆積土の上に火災で生じた焼面が残っていた。西副屋南端でも柱を建てた後に厚い自然堆積層が認められ、柱穴はその上から抜き取られたことから、側柱建物の中にも床張りのものがあったことが判明した。このことは、今後、多賀城を含む城柵・官衙遺跡の実態やその性格を究明してゆく上で貴重な発見であり、特に傾斜地に建つ側柱建物の機能を考える上で重要な視点といえる（『年報 2000』）。

側柱建物の
構造

(4) iii -1 期

iii -1 期官衙の遺構は掘立柱建物跡 4 棟、掘立柱列跡 2 条、竪穴住居跡 8 棟、土壇 7 基などである（図版 13）。工房と考えられる東列の SB2535 建物跡やその南の東西副 SA2536 掘立柱列跡、SB2450・2451・2457 建物跡や SA2458 掘立柱列跡、SI2478・2540・2607～2609・2765・2766・2838 竪穴住居などで構成される。竪穴住居は iii -2 期の建物と重複する場合、これより古い（SI2607・2609・2766）。このうち、SI2607 は埋戻し土から第 II 期の土器や瓦

発見遺構



図版13 iii-1期官衙

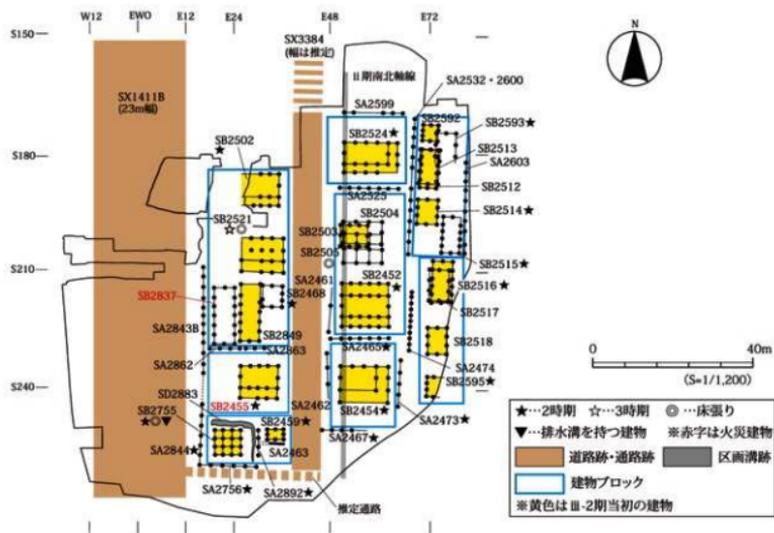
が出土していること、SA2532 掘立柱跡より古いことから ii 期造営段階と理解したが（『年報 2000』）、後述するように SA2532 は iii -2 期と考えられたこと、周辺には iii -1 期の竪穴住居が分布することから、本期とみられる。

建物と堀

中央の SB2450・2451 は、同規模の建物が妻を描えるが、1.6 m と近接するため別時期である。前代の主屋である SB2453、後代の主屋 SB2452 に近いことから、それぞれが iii -1 期の中心建物と考えられる。SB2535 建物は柱穴が ii 期末の SX2626 焼面を壊しており、柱を建てた後、西側柱列に沿って建物内部の地山を切り出し、その壁際に石と瓦を組み合わせた暗渠を設けている。建物内部の中央には、0.8 × 0.6 m の大型砥石が据えられており、こうした排水施設と置き砥の存在から、砥石を使用する作業を行った工房と考えられる。これに SB2457 を加えた建物跡 4 棟はすべて南北棟であり、当期の特徴といえる。また、SA2536 掘立柱列は、SB2535 の南妻から 4.6 m 離れて並行することから、これに伴う堀とみられる。

竪穴住居

8 棟の竪穴住居のうち、5 棟は iii -2 期の建物と重複しない。そのうち SI2608 は、SB2535 と位置的に重複するため、同時存在はありえない。先に述べた掘立柱建物跡の状況と合わせると、当期は 2 時期以上に細分できる。また、竪穴住居の規模は SI2540 を除く 7 棟が 15m 未満の小形で、SI2765 を除く 7 棟の平面形は長方形である。これらは、一般集落における竪穴住居の構成が大形（25m 以上～ 40m 未満）・中形（15m 以上～ 25m 未満）・小形がそれぞれ 3 割程度であること、平面形は方形もしくは隅丸方形が主体であることと（宮城県教委 2016）、大きく異なる。また、8 棟ともカマドの使用状況からみて継続期間が短く、廃絶後は埋戻されており、配置に規則性は認められない。以上の点は、施設の造営や改修が頻繁に行われた多賀城内における竪穴住居（竪穴建物）の特徴の一端を示すと考えられる。



図版14 iii-2期官衙

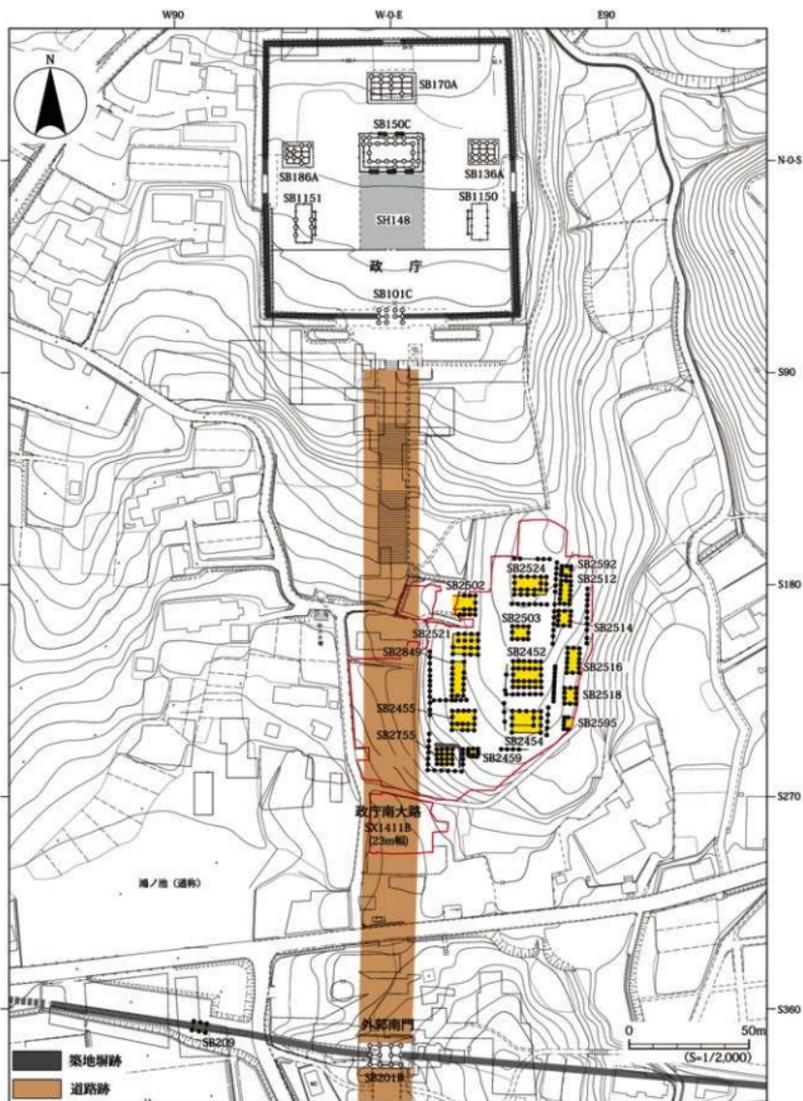
このほか、ii期の建物跡より新しく、iii-2期の建物跡より古いSK2854・2873土壌、iii-1期の建物跡より新しく、炭を多く含む土で埋め戻されたSK2485土壌、ii期の建物跡より新しく、iii-2期に伴う整地（東V a層）で埋め戻されたSK2558・2559土壌、iii-2期の建物跡より古く、埋め戻されたSK2486・2487土壌はiii-1期と考えられる。これらの中でSK2854はSB2848Bより新しく、多量の炭と焼土を含む土で埋め戻されており、同建物焼失に伴う廃棄物を埋めた土壌とみられる（『年報2006』）。

(5) iii-2期

①特徴

iii-2期官衙の遺構は掘立柱建物跡39棟、材木崩跡3条、掘立柱列跡19条、土壌4基、通路跡1条などである（建替えを含む）（図版14）。官衙の範囲は、SA2463・2467・2599・2603・2756・2843B・2844掘立柱列跡・材木崩跡に囲まれた東西約66m（220尺）、南北約81m（270尺）で、南西隅のSB2755周辺のみ東西24m、南北10mほど南へ突出する。建物群は、南北方向の掘立柱列によって中央列と東列、SX3384通路によって中央列と西列に分けられる。3列構成である点はii期と共通するが、広場がなくなり、廊はSB2452を除いて南や東に付くことから、官衙は南向きと考えられる。列毎にみると、中央列は廊付東西棟、東列が南北棟、西列は東西棟と南北棟から成り、それぞれ建物構造が異なる。また、場所ごとに前の建物を踏襲しつつ2～4時期の変遷が認められる。こうしたことから、iii-2期当初の様相を捉え、次に建替えの多い場所での変遷について述べたい。

官衙初期の建物には、中央列が北からSB2524A・2503・2452A・2454A、東列は北から中央列の建物



図版15 政庁—外郭南門間の主要遺構 iii-2期当初 (政庁第III期)

SB2592・2512・2514・2516・2518・2595、西列は北からSB2502A・2521A・2849・2455A・2459A・2755Aがあり、ii期官衙より多い16棟で構成される(図版14)。中央列は北端をSA2599、東端をSA2473A・2474・2532、南端がSA2467A、西端をSA2461・2462掘立柱列・材木塀で囲まれ、内部は東西塀のSA2465A・2525で3つに細分されるが、建物はいずれも西妻を揃えて南北に並んでおり、その位置はii期官衙の主屋と南北の向屋の中心を結んだ南北軸線とほぼ一致する。中心建物は南側にある5×4間二面廂付東西棟SB2452Aで、北には3×2間東西棟のSB2503が伴う。主屋は、iii-1期の主屋であるSB2450・2451より新しく、ii期の主屋SB2454の北に位置することから、ほぼ同じ位置に建てており、後述するように互葺き建物であったと考えられる。その北と南のブロックにはSB2524A・2454Aがあり、ともに南と東の二面にL字形の廂が付く。身舎は前者が4×2間、後者が3×2間である。

東列は北と南に3棟ずつ南北棟が並ぶ。北3棟(SB2512・2514・2592)と南3棟(SB2516・2518・2595)はそれぞれ西側柱列を揃え、後者は前者南端のSB2514の東側柱列に西側柱列を揃えている。中央列や西列のように廂付建物がなく、規模も小さい。こうした南北棟側柱建物が一列に並ぶのは、東への傾斜面に建てられたからであり、造営にあたっては大規模な整地(東Va層とSI2608の埋戻し)が行われた。また、中央列の建物群とは3条の南北塀で区切られる(SA2532・2473A・2474)。このうち、2時期認められるのはSA2473のみである。SA2532は北端のみ3間分北に延びることから(SA2600)、その東にあるSB2592の新設に伴って塀が拡張されたと考えられるが、前述のように北側の3棟は西側柱列を揃えることから、SB2512・2514との時間差は短かったとみられる。

西列は中央の南北棟SB2849を挟んで北は南廂付東西棟が2棟南北に並び(SB2502A・2521A)、南は南廂付東西棟SB2455Aが建つ。このうち、SB2455・2521・2849の3棟は西妻や西側柱列を揃えることから、SB2502も西妻を揃えた可能性が高い。これらは、東西塀のSA2862・2863で南北に分けられる。

さらに、その南には3×3間総柱東西棟SB2755と2×2間東西棟SB2459が北側柱列を揃えて東西に並ぶ。SB2755は東側柱列を北側のSB2455・2521・2849の西側柱列と揃えることから官衙全体の計画性の中で構築されたと考えられる。こうしたあり方は、各種の建物をブロックごとに配置したiii-2期官衙の特徴におおむね適合するが、総柱建物と小型建物の組合せは他に認められない。SB2755は、その一画のみ官衙南辺から東西14.4m、南北10.0mほど南へ突出すること、北と東は溝で隔てられたことから独立性が強い。また、SB2459は本期の建物の中で最も小さく、梁行の柱間が1.3~1.4mで、南側柱列はSA2463材木塀に近接する。本建物の北側柱列はSA2467と揃う。両者は東西に10.5m離れており、その北は中央列と西列を分けるSX3384通路となる。こうしたことから、SB2459とSA2467の間はiii-2期官衙の南入口であり、西脇に建つSB2459はそれに関わる建物とみられる^(註9)。その場合、入口西側は材木塀となり、ii期南西隅で確認した入口の状況に共通する。

建物は、それぞれの場所で前の建物を踏襲しながら2~4時期の変遷が認められる。建替えが多い場所は中央列中央部北側・西列・東列北部である。中央列中央部北側はSB2503→SB2504→SB2505と変遷する。この場所はiv期まで連続して建替えが行われており、

東列の建物

西列の建物

SB2459と
SB2755中央列中央部
北側の変遷

SB2505の規模が最も大きく、以後縮小する。

西列の変遷

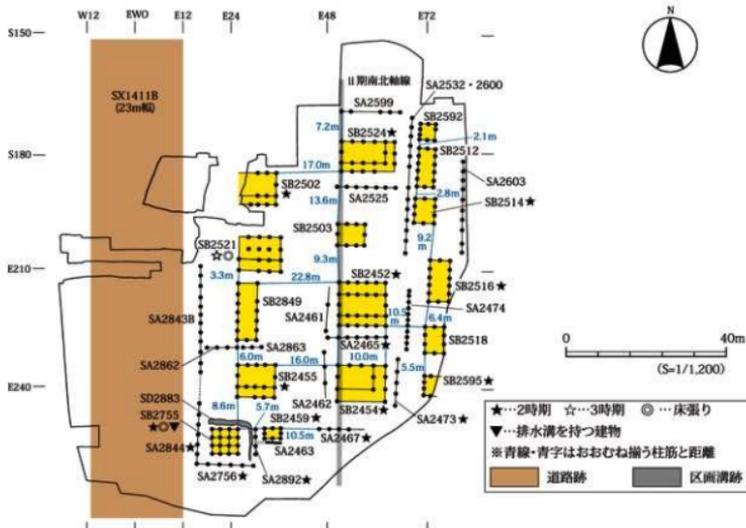
西列は、SA2862・2863 東西塀北側が建替えを含めて3時期あり、4×3間南廂付東西棟SB2521が縮小しながら2度建替えられた。その南の6×2間南北棟のSB2837・2849と3×2間南北棟SB2468A・Bの4棟は、SB2849→SB2468A→SB2468Bと変遷する。それぞれ北に位置するSB2521A～Cの両妻と柱筋を揃えることから、SB2521の建替えに対応するとみられ、SB2849と近接するSB2837は、SB2468と組合うと考えられる。同様に北端のSB2502は4×3間南廂付東西棟とみられ、南に位置するSB2521A～Cの両妻と柱筋を揃えることから、建替えが一度であるものの、SB2521と同時期と考えられる。一方、東西塀の南側は、4×3間南廂付東西棟のSB2455が一度建て替えられた。

焼失した建物

こうした結果、西列の建物は東西塀北側でSB2521南の建物が南北棟1棟から2棟に増えるものの、他の建物は同位置で建て替えられており、建物構成に大きな変化は認められない。また、SB2455・2837は焼失しており、その後建物は建てられなかった。iii-2期官衙でも火災で焼失した建物が認められるがii期官衙のように面的に広がることはなかった。

東列の変遷

東列は当初の建物が建替えられた後、南北3棟ずつの配置が崩れ、位置も東にずらして3棟(SB2515・2517・2593)が南北に並ぶ。これにも2時期あることから、4時期となる。その中で、SB2512とSB2513は北妻を揃えてほぼ同位置で重複しており、同様に南半部のSB2516はSB2517と南妻をほぼ揃えることから、これらは前段階の規模を縮小してほぼ同位置で建替えられたと考えられる。



iii-2期官衙の建物群は、中央・西・東の3列構成である点はii期官衙と共通するが、広場がなくなるため中央列の建物数が増える。また、建物は1～数棟ごとに扉や通路で仕切られることから、ブロックごとの独立性が高い。さらに、西列で東西棟が増えたこと、中央列と西列で南に扉を持つ建物が増えたことから、官衙は南向きと考えられる。ii期に多い床張り建物は、中央列で1棟(SB2505)、西列で2棟(SB2521・2755)認められるのみである。このほか、SK2548・2551・2834・2835土壌は、出土遺物の年代から本期後半と考えられる(『南面I』)。

独立性が
高い配置

②建物配置の計画性

iii-2期官衙は二面扉付き東西棟SB2452を中心建物とし、周りの建物群を通路や扉で仕切って小ブロックに分割している。また、建物群の規模は中央列—西列—東列の順に小さくなる。中心列は城前官衙が立地する尾根上にあり、西列はその西斜面上で政庁南大路に面する。一方、東列は東斜面上にあり、政庁南大路からみて中央列の建物に隠れる形となることから、こうした場の格に応じて建物規模や構造が決められたと考えられる。

建物配置
の特徴

列毎にみると、中央列は西妻の柱筋を揃える。その位置はii期官衙の南北軸線とほぼ一致することから、iii-2期官衙の建物配置はii期官衙を基準に設定されたと考えられる(図版14・15)。西列はSB2521-SB2849-SB2455の西妻や西側柱列がSB2755の東妻に揃える。東列は南北3棟ずつに分かれて西側柱列を揃えるが、それぞれの北端と南端の建物は西側柱列と東側柱列を揃える。

ii期官衙との
共通性

建物間の距離は、中央列のSB2524-SB2503-SB2452-SB2454が北から13.6m・9.3m・10.0mである。西列のSB2521-SB2849-SB2455-SB2755は、北から3.3m・6.0m・8.6mである。東列のSB2592-SB2512-SB2514-SB2516-SB2518-SB2595は、北から2.1m・2.8m・9.2m・6.4m・5.5mである(図版16)。

南北の建物間
距離

一方、東西の柱筋は、中央列と西列がSB2524の南側柱列とSB2502の北側柱列、SB2452の北側柱列とSB2849の北妻、SB2454とSB2455の北側柱列で揃い、建物間の距離はそれぞれ17.0m・22.8m・16.0mである。これに対し、中央列と東列はSB2452の南側柱列とSB2518の北側で揃うのみである(距離10.5m)。したがって、iii-2期官衙は列毎に南北の並びは整っているものの、東西は中央列と西列で3棟ずつ揃うが距離は揃わず、中央列と東列で揃うものは1棟ずつに限られる。

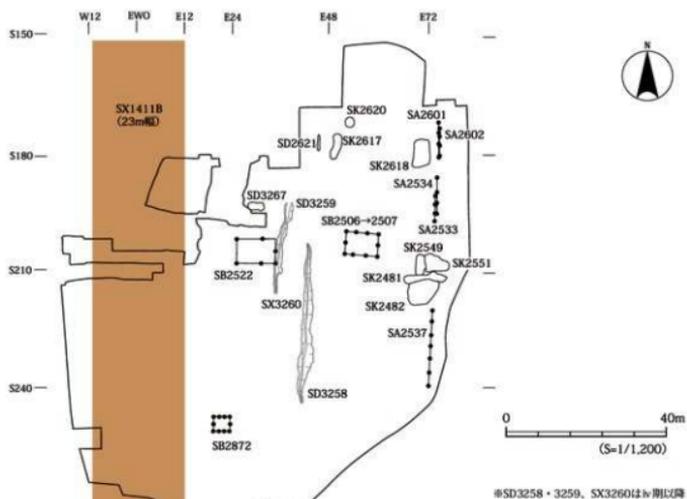
東西の建物間
距離

(6) iv期

iv期官衙の遺構は掘立柱建物跡4棟、掘立柱跡5条、溝跡2条、土壌7基などがある(図版17)。建物は中央列中央部北側で重複する5棟のうち、新しい2棟(SB2506・2507)は柱穴埋土に灰白色火山灰ブロックが認められることから、本期に位置付けられる(『年報2006』)。西列中央部北側のSB2521は2度建替えられたため、それより新しいSB2522は本期とみられる。また、西列南部のSB2872もiii-2期のSB2755に伴うSD2883より新しいことから、本期と考えられる。東列では、iii-2期のSB2593より新しい遺構としてSA2601・2602があり、その南には柱筋を揃えるSA2533・2534・2537がある。

発見遺構

このほか、SD2621溝やSK2481・2482・2549・2551・2617・2618・2620土壌は出土遺



図版17 iv期官衙

物の年代から(『年報2000』)、SD3267溝跡は堆積土に灰白色火山灰を含むことから、本期に位置付けられる。なお、南北通路SX3260はSB2522より新しいため、本期以降と考えられる。

2. 各期の年代

(1) i 期

i 期の年代 八脚門跡SB2776と築地塼とみられる積土遺構SX2909は、第I期の外郭南門跡と区画施設跡である(『外郭I』)。また、SB2860建物跡は、柱穴が掘り込まれる西IV層から第I期でも早い時期の土器・瓦が出土している(『南面I』)。こうしたことから、i期は8世紀前葉～中頃とみられる。

(2) ii 期

年代の上限 造営段階のSI2477竪穴住居跡の床面からは第II期の瓦が出土した。SB2511B建物跡に伴うSD2613B排水溝からは、非ロクロ整形の土師器杯・甕、底部が回転ヘラケズリ調整の須恵器杯、単弧文軒平瓦640、「古」・「伊」の刻印のある丸瓦、「丸」の刻印のある平瓦など、第II期を下限とする遺物が出土している。また、SB2594B建物跡の柱穴埋土からは、非ロクロ整形の土師器杯・甕と刻印「丸」がある第II期の平瓦が出土した。さらに、同建物に伴うSD2614C排水溝の堆積土からは、「伊」・「古」の刻印のある第II期の丸瓦が出土している(『南面I』)。

このほか、官衙北西のSK3264土壌は、上限を天平宝字元年(757)とする木簡類や土砂が堆

積した上に ii 期の SA3261 掘立柱列がつけられた。ii 期官衙は主要建物が一度建替えられるため、土砂は改修前の官衙機能時の堆積土で、木簡の内容も ii 期官衙の性格と密接に係わると考えられる（『年報 2015』）。また、SD2855 溝跡下層（火災前）からは、第 II 期の重弁蓮花文軒丸瓦 221 が出土している。

一方、火災後の東 V a 層および SK2485・2558・2559 土壌からも多量の遺物が出土している。土師器は、ロクロ整形が 2 点出土しているだけで、大部分が非ロクロ整形である。環には体部に段を持つ丸底のものと同底のものがある。須恵器環には底部の切り離しと調整技法が、ヘラ切りからナデ調整のもの、回転ヘラケズリ調整のもの、手持ちヘラケズリ調整のものがみられる。このうち回転ヘラケズリのものには、回転糸切りが認められる。瓦は第 II 期のものが主体を占めるが、側端部に凸型台圧痕のみられる II B 類トタイプや、赤褐色を呈する第 III 期の平瓦が少量みられる。したがって、火災の年代は第 II 期以降の 8 世紀後葉頃と考えられる（『南面 I』）。

ところで、本地区の北に隣接する政庁は、8 世紀後葉に大規模な火災に遭ったことが判明している。この火災は、『続日本紀』宝亀 11 年（780）3 月 22 日条にみえる伊治公哲麻呂の乱に際し、多賀城が攻撃され、火を放たれたという記事に符合する（『政庁跡本文編』）。このため、年代的にはほぼ一致する本地区の火災も、政庁同様、宝亀 11 年（780）の伊治公哲麻呂の乱に起因するものであり、ii 期官衙の終末は、780 年と捉えられる。以上の検討から、ii 期は 8 世紀中頃ににつくれ、宝亀 11 年（780）に終末を迎えており、第 II 期に併行すると考えられる。

年代の下限

ii 期の年代

(3) iii -1 期

SI2607 竪穴住居跡からは非ロクロ整形の土師器甕と須恵器環、第 I・II 期の平瓦、SI2608 竪穴住居跡から非ロクロ整形の土師器環・蓋・甕、ヘラ切りやヘラ切り後に手持ちヘラケズリが施された須恵器環、第 I・II 期の軒平瓦や平瓦が出土した。また、SK2873 土壌からは非ロクロ整形土師器やロクロ整形土師器、須恵器環・高台環・蓋・長頸壺・甕・円面硯、第 II 期の軒丸瓦や軒平瓦や丸瓦・平瓦などが出土している。須恵器環はヘラ切り無調整である。いずれの遺構も第 III 期の瓦は認められない。SK2873 の年代は 8 世紀末頃であり、SI2607・2608 も同時期とみられること（『南面 I』）、後述する iii -2 期の年代観から iii -1 期は 780 年の火災以後の 8 世紀後葉と考えられる。

iii -1 期の年代

(4) iii -2 期

iii -2 期の上限は、整地層（東 V a 層）が 8 世紀後葉～末頃であること、同期の SB2755A 建物の柱穴が 8 世紀末頃～9 世紀前葉の南西 III 層から掘り込まれたことから、8 世紀後葉～末頃とみられる（『南面 I』）。さらに、政庁跡では火災後の本格的な官衙の造営時期が、火災直後に掘られ短期間の後に埋め戻された土壌出土漆紙文書の検討から、延暦 2 年（783）からあまり隔たらない頃と指摘されており（『本文編』）、政庁に隣接する本期官衙の造営も、同じ頃に開始された可能性が高い。こうしたことから、iii -2 期の開始は延暦 2 年（783）からあまり隔たらない 8 世紀後葉と考えられる。

年代の上限

iii -2 期の下限については、SB2524B 建物跡の柱抜取穴からロクロ整形の土師器、須恵器、灰

iii -2 期の年代

軸陶器、緑軸陶器、第Ⅲ期までの瓦が出土しており、灰軸陶器高台椀は黒笹 14 号窯式期とみられる。SB2515 建物跡の柱穴埋土や柱痕跡からは、回転糸切りの土師器環が出土した。一方、焼失した SB2455B・2837 建物は、柱抜取穴に多量の炭・焼土のほか須恵系土器が含まれる。他に、柱痕跡や柱抜取穴に須恵系土器が含まれる建物跡としては SB2502B・2524B などがあげられる。前者は堆積土に灰白色火山灰を含む SD3267 溝跡より古く、SK2548・2551・2834・2835 は、出土土器から 9 世紀中葉～第 4 四半期頃に位置付けられた（『南面 I』）。こうしたことから、Ⅲ-2 期の下限は 9 世紀後半代と考えられる。

(5) iv 期

iv 期の年代 iv 期は、SA2602 掘立柱列跡の柱穴埋土からロクロ調整の土師器や須恵器、瓦の他に須恵系土器環が出土したが、灰白色火山灰は認められない^(註 10)。一方、SB2506・2507・2522 建物跡の柱穴埋土や SK2481・2482・2549・2617・2618・2620 土壇、SD2621・3267 溝跡は、堆積土に須恵系土器または灰白色火山灰が含まれる（『年報 2000』）。したがって、iv 期の年代は灰白色火山灰降下前後の 10 世紀前葉頃と考えられる。

3. 瓦葺建物の検討

出土瓦の特徴 城前官衙から出土した瓦は、木箱もしくはテン箱^(註 11)に換算して 547 箱、出土遺物全体の 83.2% (547/560) とその大半を占めている（第 6 表）。瓦の分析は、『南面 I』で行っており、以下のようにまとめられる。

- ① 軒丸瓦は破片数で 73 点出土しており、『本文編』による種別と型番、出土数、および各次の調査区を単位として分布を整理したものが第 7 表である。文様には重弁蓮花文、重圏文、細弁蓮花文、宝相蓮花文、歯車状文、陰刻花文などがあり、時期が判明したものは第 1 期が 8 点、第 2 期が 21 点、第 3 期は 6 点、第 4 期が 9 点で、第 2 期の軒丸瓦が多い。
- ② 軒丸瓦は、中央区南半と西区南部から多く出土する（第 7 表）。
- ③ 最も多い重弁蓮花文を除く軒丸瓦の傾向は、第 2 期の重圏文軒丸瓦や第 3 期の細弁蓮花文軒丸瓦がこれに次ぎ、第 4 期の細弁蓮花文・宝相蓮花文・歯車状文・陰刻花文などは少量である。これらは、中央区南半を主体に分布する（第 7 表）。
- ④ 軒平瓦は破片数で 142 点出土しており、『本文編』による種別と型番、出土数、および各次の調査区を単位として分布を整理したものが第 8 表である。文様には二重弧文、三重弧文、均整唐草文、単弧文、偏行唐草文、鋸歯文、二重波文、均整唐草文、連珠文、単波文などがあり、時期が判明したものは第 1 期が 73 点、第 2 期が 30 点、第 3 期は 11 点、第 4 期が 11 点である。
- ⑤ 軒平瓦の分布をみると、第 1・2 期は中央区南半と西区南部で目立っており、重弁蓮花文軒丸瓦の出土傾向と共通する（第 8 表）。第 3・4 期は中央区南半から多く出土する。
- ⑥ 第 1 期の軒平瓦で最も多いのは、古い特徴を持つ二重弧文 511c・512・513 で、全体の 34% (25/73) を占めている。
- ⑦ 第 2 期以降の軒平瓦では、単弧文が多い (38%、20/52) (第 8 表)。
- ⑧ 凸型台による押出とへら書の文字瓦は、大半が第 1 期のものであり、中でも古い特徴を持

	西区北部	西区中央	西区南部	中央区中央～南部	中央区北部・東区	計
	(89次:280㎡)	(78次:2450㎡)	(74・79次:1000㎡)	(69・70次:3160㎡)	(71次:2000㎡)	
総数(箱)	33	49	134	242	89	547
瓦敷(箱)	32(97.0%)	40(81.6%)	111(82.8%)	201(83.1%)	71(79.8%)	455(83.2%)
箱/100㎡	11.4箱	1.6箱	11.9箱	6.4箱	3.6箱	5.1箱

第6表 瓦の出土量

時期	文様	型番	西区北部 (89次)	西区中央 (78次)	西区南部 (74・79次)	中央区中央～南部 (69・70次)	中央区北部・東区 (71次)	小計	合計
I期	重弁蓮花文	113					1	1	8
		120			1	2		3	
		121				1		1	
		125			1			1	
		127				1		1	
		130				1		1	
II期	重弁蓮花文	211				1		1	11
		221		1				1	
		222			5	1		6	
		223				1		1	
		225				1		1	
		200台				1		1	
不明	重弁蓮花文 重弁蓮花文	—		2	4	5	6	17	17
		432	1					1	1
重弁蓮花文集計			1	3	11	15	7	37	37
II期	重圏文	240				1		1	10
		241				2	1	3	
		243			1	1		2	
		240台				4		4	
III期	細弁蓮花文	311				4		4	6
		313				1		1	
		310A				1		1	
IV期	細弁蓮花文 宝相花文 唐車状文 陸羽花文	310				1		1	3
		310B			1	1		2	
		420				1		1	
		427			1	2	1	4	
		450				1		1	
重弁以外集計				3	20	2	25	25	
不明	細弁蓮花文	—					1	1	1
		—			5	4	1	10	10
地区集計			2	3	19	39	11	73	73

第7表 軒丸瓦の様相と出土傾向

時期	文様	型番	西区北部 (89次)	西区中央 (78次)	西区南部 (74・79次)	中央区中央～南部 (69・70次)	中央区北部・東区 (71次)	小計	合計
I期	二重弧文	511a			1	4		6	71
		511b				1		1	
		511c		1	1	13		15	
		511	4			12		16	
		512a		1	1	1		3	
		512b		1	1	2		4	
		512		1	1			2	
		513		1				1	
		510台					3	3	
		510		1	1			2	
	三重弧文	514		1			18	1	
均整唐草文	660				1		1		
小計			4	7	6	37	19	73	73
II期	単弧文	640		2	4	9	5	20	20
		620			3	1		4	8
		621				3	1	4	2
		641			2			2	2
小計				2	9	13	6	30	30
III期	原唐文	632				1		1	7
		650	1			4	1	6	
		720				1	1	2	
		721a			1	1		2	
小計			1		1	7	2	11	11
IV期	均整唐草文	721b				3		3	4
		721				1		1	
		831b				6		6	
		921a				1		1	
小計					11		11	11	
不明	—	—		2	6	8	1	17	17
		—			22	76	28	142	142
地区集計			5	11	22	76	28	142	142

第8表 軒平瓦の様相と出土傾向

つ平瓦や軒平瓦に記されている。中央区南半と西区南部から多く出土する。

- ⑨第Ⅱ期の刻印瓦は、423点出土しており、面積比からみて政庁跡に匹敵する量になる。その中には焼瓦が3割以上含まれる。出土傾向は中央区南半と西区南部に多く、こうした点は押出とへら書きによる文字瓦と共通する。

軒瓦の分布 軒瓦は第Ⅰ期～第Ⅳ期まで一定量認められ、第Ⅰ・Ⅱ期は中央区南半と西区南部から多く出土する(①～⑥)。また、第Ⅰ期の文字瓦と第Ⅱ期の刻印瓦の分布も軒瓦と同じであることから(⑧⑨)、平瓦や丸瓦の傾向も同様とみることができる。このうち、西区南部は南西Ⅱ・Ⅲ層のものが多く、同層は、Ⅱ期官衙火災後に西側の低い部分へ堆積した土層であるため、出土した瓦は中央区南半の建物に帰属すると考えられる^(註12)。

瓦葺き建物 こうしたことから、城前官衙のⅠ期(第Ⅰ期)とⅡ期(第Ⅱ期)は、中央区南半に軒瓦を使用した瓦葺きの建物が存在したと考えることができ、後者については、主屋であるSB2453A・Bがこれにあたると思われる。一方、前者は主屋が不明である。また、城前官衙の南西に隣接する同期の外郭南門SB2776には、古い様相を持つ瓦が葺かれており(『外郭Ⅰ』)、こうした点は⑥と共通することから、第Ⅰ期(Ⅰ期)における瓦葺き建物の特定は今後の課題としたい。一方、第Ⅲ期～第Ⅳ期(Ⅲ・Ⅱ期)は、軒瓦が中央区南半から多く出土しているため(①～⑤)、Ⅲ・Ⅱ期の主屋であるSB2452A・Bが軒瓦を使用した瓦葺きの建物であったとみられる。

4. 城前官衙の様相と性格

城前遺構期と政庁遺構期 城前官衙は、政庁から南東へ延びる尾根を中心に造営された官衙である。これまでの検討でⅠ期からⅣ期の変遷があり、実年代や政庁遺構期との関係はⅠ期(8世紀前半～中頃)＝第Ⅰ期、Ⅱ期(8世紀後半～宝龜11年(780))＝第Ⅱ期、Ⅲ・Ⅰ期(宝龜11年(780)～8世紀後葉頃)＝第Ⅲ・Ⅰ期、Ⅲ・Ⅱ期(8世紀後葉頃～9世紀後半頃)＝第Ⅲ・Ⅱ期～第Ⅳ期、Ⅳ期(10世紀前葉頃)＝第Ⅳ期と捉えられた。

ここでは、遺構期ごとに成果を述べたのち、これまでの調査成果を踏まえながら各期の性格について考えてみたい。

(1) Ⅰ期官衙

Ⅰ期官衙の機能 Ⅰ期官衙は、外郭南門を入ってすぐ右手に位置する(図版8)。遺構は少なく、建物構成や配置は不明である。本期の性格を考える上で重要な遺構が、外郭南門の南50mにある政庁南大路の下を横断するSD1413暗渠跡である(『年報1983』)。4期の変遷があり、A・B期が第Ⅰ期で、A期の裏込土や堆積土から軍団兵士や健児、征討使といった軍制に関わるものを含む木簡が283点出土した(『木簡Ⅱ・Ⅲ』)。

城前地区はSD1413に最も近い官衙であること、後述するように、Ⅱ期官衙では鎮守府の文書業務が行われたことから、そうした機能がⅠ期官衙段階まで遡る可能性が考えられるが、両者の間には建物数や配置の計画性に大きな隔りがある。この点については、Ⅰ期とⅡ期が担った業務量の違いに基づくともみることができる一方、Ⅰ期は鎮守府とは異なる業務を担ったという見

方もできる。いずれにせよ、本段階の遺構や遺物が少ないことから、I期官衙の性格については今後の調査成果や資料の蓄積を待って改めて検討することにした。

(2) II期官衙

本期の軸線は主屋のSB2453建物跡、向屋のSB2460・2523建物跡の南北中心線を結んだE53前後(E52.8～53.3)のラインで、政庁東辺築地の東基底部分の位置(E52)にほぼ一致し、政庁正殿からの距離は、北辺が約180m(600尺)南、主屋(SB2453)は約240m(800尺)南にある(図版10)。主屋の北に広場(前庭)を設けており、官衙の規模は東西が約60m(200尺)、南北が約84m(280尺)と考えられる(図版18)。

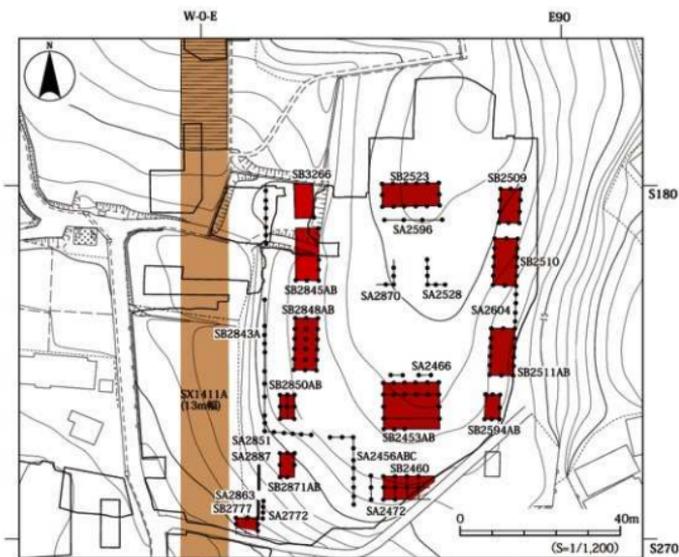
II期官衙は副屋が東西5棟ずつあり、南北の向屋を加えた12棟が主屋と前庭を囲んだロ字型配置をとる。前庭が主屋の北にあることから官衙は北側を向いており、先述した中軸線や建物位置の計画性からみて、政庁と一体性が強い(図版10)。主屋は南北に廂が付く二面廂付東西棟で、南北の向屋を加えた中心線上の3棟は桁行総長が同じで東西の妻を揃えたとみられる。10棟の副屋は柱筋を揃えて南北に並んでおり、前庭側の6棟は東西対称に配置された。このうち前庭を囲む8棟の建物(主屋・北向屋・副屋6)は、副屋北端の2棟を除いて身舎がほぼ同規模の5×2間である。これに対し、主屋両側と後方東西の副屋は、同規模の2×2間南北棟建物が柱列を揃えて2棟ずつ並んでおり、副屋は前庭側と主屋両側・後方では規模や構造が異なる。

II期官衙を構成する13棟の建物のうち、11棟は床張りと考えられる。また、主屋と北向屋に目隠し塀が伴い、前庭の中央北側には「L」字と逆「L」字で東西1対となる掘立柱塀が設け

官衙の規模

ロ字型配置

火災で廃絶



図版18 多賀城跡城前官衙II期

られた。こうした施設は他の実務官衙に認められない。さらに、検出した11棟のうち7棟は建替えが認められたが、建物位置は変わらないことから一斉に改修されたと考えられる。官衙の終末は、8棟の建物で火災の痕跡が認められ、その場所は官衙全体に及ぶことから、ほぼ全焼したと考えられる。

ii 期官衙の特徴 したがって、ii期官衙の特徴としては北にある政庁を正面とするロ字型配置であること、床張りの建物が主体を占めること、前庭側の建物配置は東西の対称性が高いこと、主屋と南北の向屋、前庭側の副屋4棟は身舎が5×2間、主屋両側・後方の副屋は2×2間で、それぞれ同規模であるため規格的な建物で構成されたこと、各建物における柱筋の揃え方や間隔などについても計画性が高く、建物は整然と並んでいたこと、他の実務官衙にはない主屋と北向屋に目隠し塀が伴い、前庭の中央北側には東西1対となる掘立柱廊が設けられたことなどがあげられる。

第II期のロ字型配置 こうしたロ字型配置もしくはコ字型配置の官衙は中央官司をはじめ、諸国の国府や城柵、郡家政庁で認められる。多賀城では政庁が一貫してコ字型配置をとる。実務官衙では大畑北西D期や作貝B期で9世紀前半と同様のものが認められるが^{131,132}、第II期まで遡るのは本例が初めてである。

政庁との比較 同時期の第II期政庁と比較すると、敷地の規模は政庁が東西103.1m、南北116.4mであるのに対し、ii期官衙は南北84m（政庁の72%）、東西60m（同58%）で面積比は42%である。建物はii期が掘立柱式で、政庁は礎石式である。さらに、ii期には圍繞施設がない、前庭に石敷が認められない、副屋は政庁が前庭と正殿脇に1対ずつであるのに対し、ii期は前庭に3対、主屋脇と背後に2対といった違いが指摘できる。

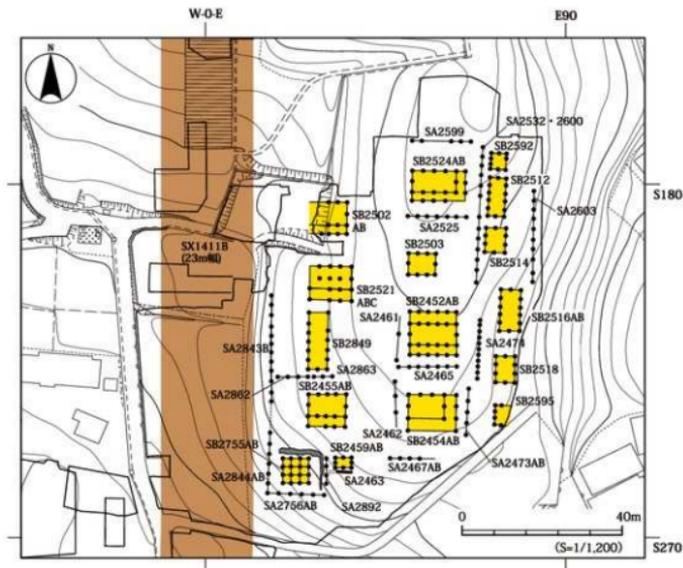
政庁に次ぐ官衙 以上のことから、ii期官衙は同時期の政庁と較べると規模が約2/3で、建物の格式も低いが、城内の実務官衙の中でもロ字型配置やコ字型配置としては年代的に最も古く、最も計画性が高い。また、政庁南東に隣接するという立地や政庁と一体性が強い建物配置、実務官衙の主屋としては稀な瓦葺きなどの点から、第II期では政庁に次ぐ重要な官衙であったと考えられる。

(3) iii-1期官衙

造営期の施設 本朝は掘立柱建物が少なく、その中には工房が含まれる。竪穴住居は全域に分布するが、その主体は小形で平面形が長方形であり、配置に計画性は認められない。継続期間も短く、廃絶後は埋戻された。こうした点は、施設の造営や改修が頻繁に行われた多賀城内における竪穴住居（竪穴建物）の特徴といえる。東列や西列南部では不整形な土壌があり、炭や焼土を含む土で埋戻されている。したがって、iii-1期官衙はii期火災後の処理やiii-2期官衙の造営に関わった施設と考えられる。

(4) iii-2期官衙

規模・建物配置 官衙の規模は東西約66m（220尺）、南北約81m（270尺）で、南西隅のSB2755周辺のみ東西24m、南北10mほど南へ突出すると考えられる。ii期のような広場はなくなり、建物群は南北方向の通路と掘立柱廊によって中央・東・西の3列に分けられる（図版19）。列毎のあり方は、中央列が廂付東西棟、東列が南北棟、西列は東西棟と南北棟から成り、それぞれ建物構成が異なる。



図版19 多賀城跡城前官衛 iii-2期

iii-2期は、広場がなくなるため中央列で建物が増える。建物は1～数棟ごとに東西揃で仕切られたため、ブロックごとの独立性が強い。また、西列で東西棟が増え、同列と中央列で南に廊を持つ建物が増えたことから官衛全体としては南向きとなり、ii期に特徴的であった床張り建物は中央列で1棟 (SB2505)、西列で2棟 (SB2521・2755) 認められるのみとなった。その一方、建物群はii期と同じ3列構成となること、主屋がほぼ同位置で、ともに5×4間二面廊付東西棟の瓦葺きと考えられること、南北軸線はii期を基準としたことから、iii-2期官衛の基本的な建物構成や主屋の位置・仕様はii期官衛を踏襲したと考えられる。

iii-2期官衛
の性格

(5) iv期官衛

iv期は前代までと較べて建物数が極端に少なく、配置に計画性も認められないことから、官衛としての使われ方が大きく変化したと考えられる。東列に南北揃があるものの全体的に空閑地が目立つこと、10世紀以降の施釉陶器が出土したことから、儀礼・飲食の場となった可能性があるが、詳細は不明である。

(6) 多賀城内の実務官衛と城前官衛

①城内の実務官衛

第9表は、多賀城内における実務官衛の特徴と変遷をまとめたものである。これをみると、第 第 1 期

官衙	地区	名称など/ 文字資料	遺 構 期					掲載報告書			
			Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ-Ⅰ期	Ⅲ-Ⅱ期	Ⅳ期				
城前	全	遺構期	Ⅰ期	Ⅱ期遺構	Ⅲ-Ⅰ期	Ⅲ-Ⅱ期	Ⅳ期	—			
		年代	724~762年	762~780年	780年~	783年頃~9後半	10c前葉	—			
		主要施設	願立3、願立2	願立21、材木庫2、願立庫13、倉庫1	願立4、願立庫2、願立土壁1	願立39、材木庫2、願立庫19、土壁4、土蔵1	願立4、願立庫5、備2、土壁7	—	—		
		特徴	主期は瓦葺	ロ字型配置、官衙は北向き、主期は二面南付東西棟で瓦葺、大瓦で葺納	大瓦葺納やⅢ-Ⅱ期の造寄	南北3列の建物群が東西棟で並ぶ。官衙の基本形はⅢ期と同じだが南向き、主期は二面南付東西棟で瓦葺、9後半は西列と東列の建物配置の連続性が顕著	建物削減、大瓦一列の・備・凡に実用化?	—	年1998~2000、2001-2003、2006-2007、2015、南函1		
主な文字資料	—	—	—	—	—	—	—				
北	全	遺構期	A期	B期	C期	D期	E期	F期	G期	—	
		年代	9c前葉~中頃	9c中頃~後半	9c後半~9c前期	9c前半~中頃	9c中頃~後半	10c前葉	10c中頃~	—	年1971~1974/1989~1997
		主要施設	×	願立4	願立7、井戸1、土壁1	願立7、願立3、井戸4	願立17、井戸2、土壁13	願立2、願立井2	願立2、井戸5、土壁2	—	—
		特徴	×	廢絶時にかけ、鑑取、埋戻し一遺寄、政治	主期は南北棟で西に広積	官衙北辺は築地塀と材木庫、東辺は築地塀、西辺は材木庫で、西門は二本柱、広積を軸心で東西棟が並ぶ。南棟物の南に井戸4棟(2小・2大以上)、願立は建物群の北に配置	建物は井戸を伴った広積を含む	広積に井戸	主期は四面南東西棟、広積に井戸	—	年1974~1989~1992
文字資料	×	—	—	—	—	—	—	—	—		
南	全	遺構期	—	—	—	—	—	—	—	—	
		年代	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		主要施設	—	—	—	願立14	願立3、願立1、井戸1	願立5、願立1	願立5	井戸1	—
		特徴	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文字資料	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
北	全	遺構期	—	—	—	—	—	—	—	—	
		年代	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		主要施設	—	—	—	願立7、材木庫4、棟門2、井戸1	願立5、願立6、土壁1	願立4、願立庫1、願立2、土壁5	願立4、土壁1	願立5、井戸5	—
		特徴	—	—	—	官衙北辺と東辺は材木庫で、西門は二本柱、北辺を軸心で東西棟が並ぶ。主期は築地塀建物	工部を含む願立・小型建物	工部を含む願立・小型建物	主期は四面南東西棟	—	年1971~1974/1993-1996
文字資料	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
南	全	遺構期	願立2、願立2	願立1	—	—	—	—	—	—	
		年代	—	—	—	—	—	—	—	—	
		主要施設	—	—	—	願立4、材木庫2、願立庫2、土壁1	願立7	願立6、土壁6、備1	願立7	土壁6、備1	—
		特徴	長倉	—	—	—	—	—	—	—	—
文字資料	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
城	全	遺構期	—	—	—	—	—	—	—	—	
		年代	—	—	—	—	—	—	—	—	
		主要施設	—	—	—	—	—	—	—	—	
		特徴	—	—	—	—	—	—	—	—	
文字資料	—	—	—	—	—	—	—	—			
城	全	遺構期	—	A期	—	B期	—	C期	—		
		年代	—	9c後半	—	9c	—	10c前半~	—		
		主要施設	—	願立8、願立庫2	—	願立16	—	願立1	—		
		特徴	—	小形以上の長倉が遺構に二層を持つて南北に並立(第Ⅰ期に遺る?)	—	ロ字型配置orロ字型配置(遺跡不明)、主期は二面南付南北棟、官衙は西向き	—	—	—		
文字資料	—	—	—	—	—	—	—				
城	全	遺構期	—	—	—	A期	B期	—			
		年代	—	—	—	9c前半	9c後半	—			
		主要施設	—	—	—	願立8	願立3、備2	—			
		特徴	—	—	—	政庁正殿に広敷する層塔の四面南付建物の東西に並立、ロ字型配置orロ字型配置、官衙は南向き	ロ字型配置orロ字型配置、官衙は東向き?、A期主期の位置には礎石倉庫が並立、遺る?	—			

※城内の実務官衙は、ほかに金堀地区と五方崎地区があるが、遺構期や遺構期ごとの内容が不明確であることから、本表に加えていない。
 ※「年」は年号、「南函1」は城跡官能遺構・遺物編を指す。
 ※建物・庫・願立住居・願立建物の数は建替も含む。
 ※作伴官衙の遺構期名は、A期・B期・C期であるが、それぞれ期と置き換えている。

第9表 多賀城内実務官衙の特徴と消長

I期の実務官衙は、城前I期と大畑南西A期で認められるが、建物数が少なく配置が不明であるため、主屋の特定はできない。このうち、大畑南西官衙SB2410は東西11間以上の東西棟であるが、桁行の柱間寸法は1.8m以下と狭く、東妻に部分的な廂が付く^(註14)(図版21)。

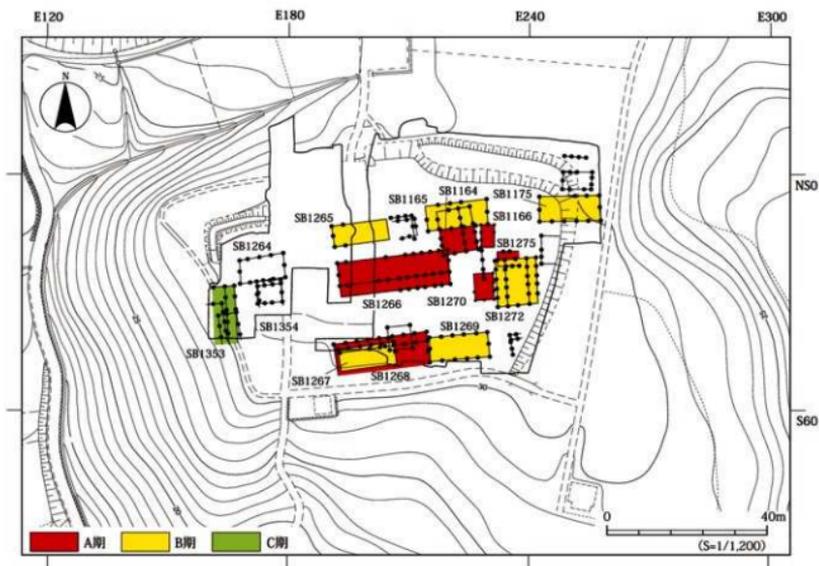
第II期 第II期は、城前II期・作貫A期・大畑北東B期・大畑南西B期で認められる(図版18・20・21)。本期の特徴は、計画性の高い建物配置が出現する点で、城前II期は左右対称のロ字型配置をとる。類例としては栗原市伊治城跡内都北西官衙(栗原市教委2011)をあげることができる^(註15)

¹⁵⁾ 平城宮内でも規格的な左右対称のコ字型配置の出現は、奈良時代後半であることから（志賀2004）、都とほぼ同時期に新しい官衛スタイルが陸奥国北辺までもたらされたと考えられる。一方、作貝A期では片廂を持つ東西棟長舎（SB1266・1268）が広場を挟んで向かい合う（図版20）。

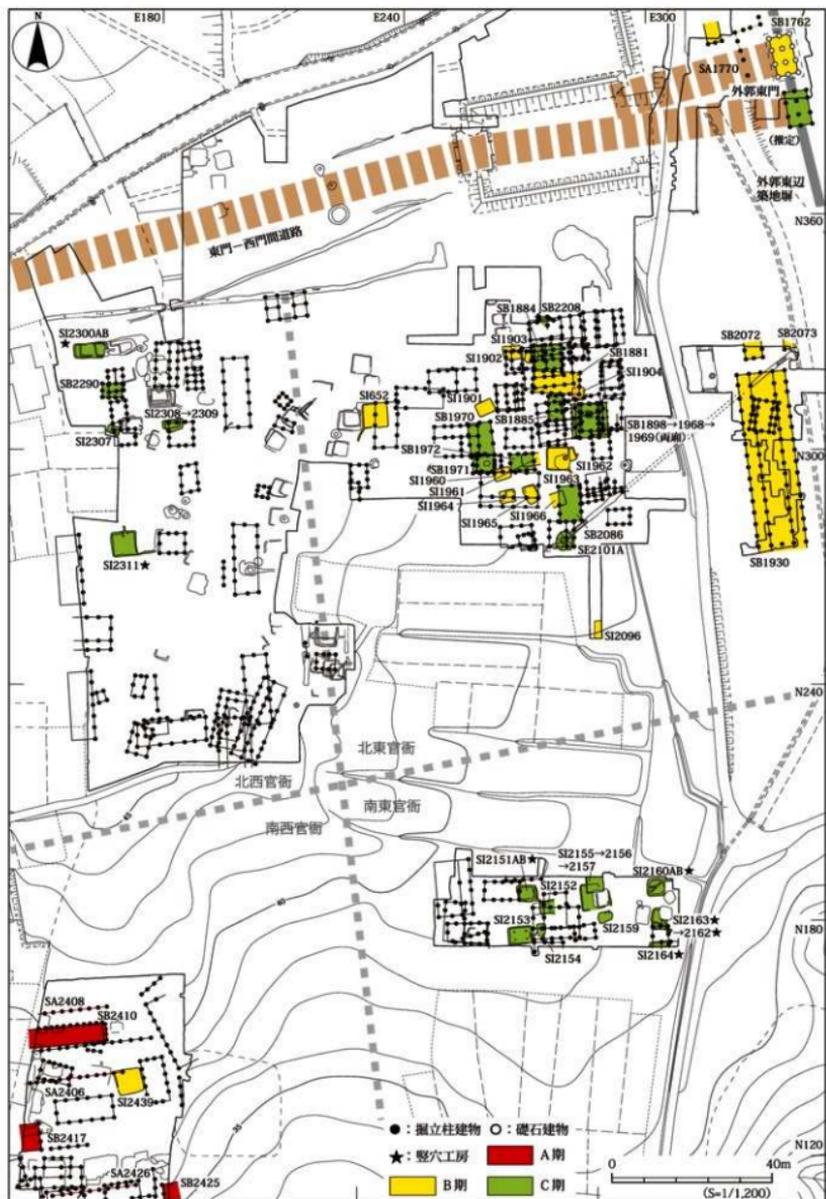
第Ⅲ期以降は、城内全域に実務官衛が設けられ、建物数が爆発的に増加する（進藤2010）。それらは、身舎の桁行が3～6間の短い建物や廂、竪穴住居、広場などで構成され、配置に高い計画性が認められるもののほか、計画性が低いもの、工房を伴うもの、工房や宿舍などが中心となるものなど、それぞれの役割に応じた様々な実務官衛が展開した。

こうしたあり方は、第Ⅳ期前半（10世紀前半）まで継続するが、10世紀中頃になると実務官衛は大畑地区や五万崎地区を除いて不明確となり、竪穴住居は認められなくなる。掘立柱建物は柱穴や柱痕跡が小さくなるとともに、柱穴の形が円形になる。方向は東に傾き、その中には前代まで数が少なかった四面廂建物や桁行7間以上の長舎が存在する、といった変化が認められる（図版24）。

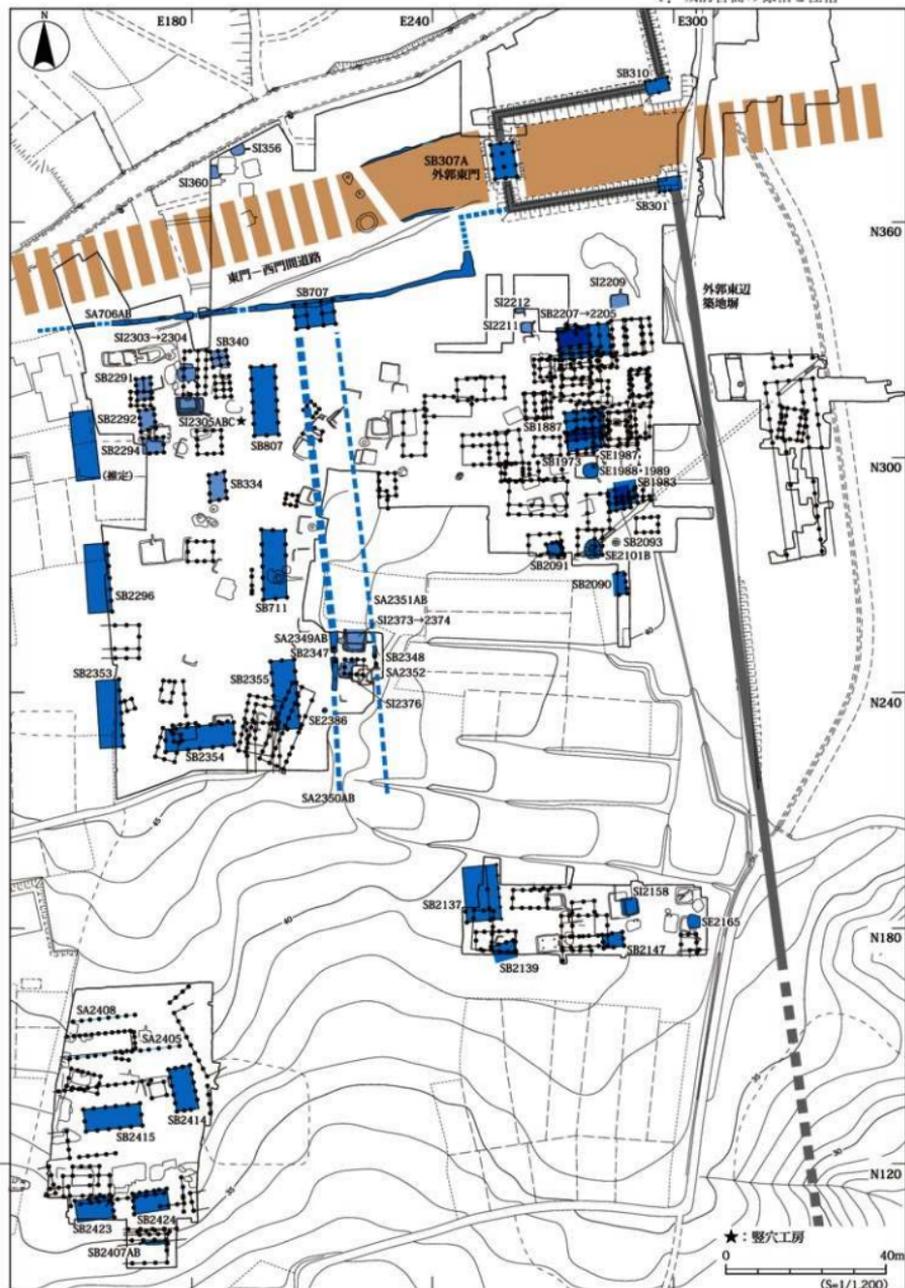
第Ⅲ・Ⅳ期



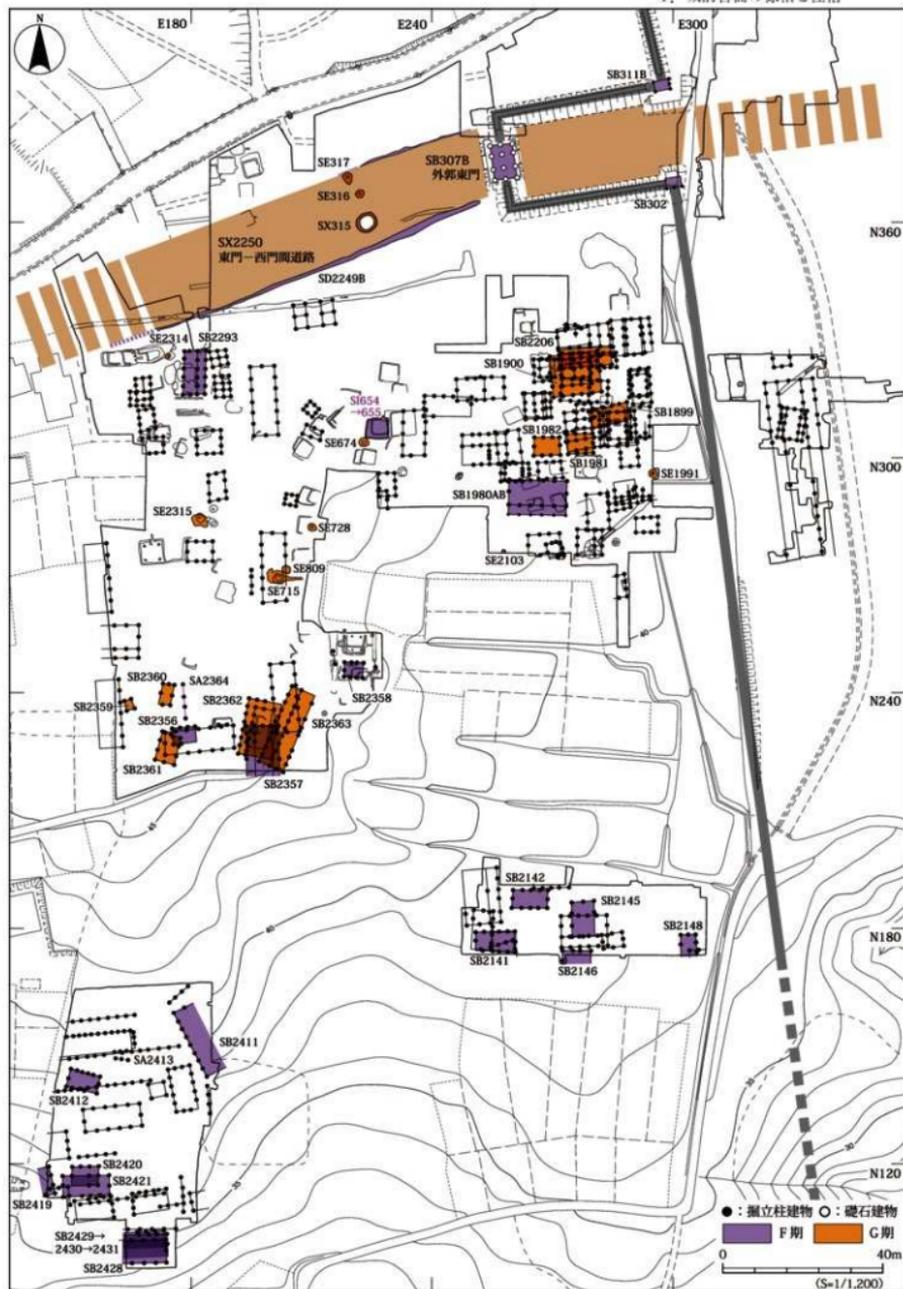
図版20 多賀城跡作貝官衛



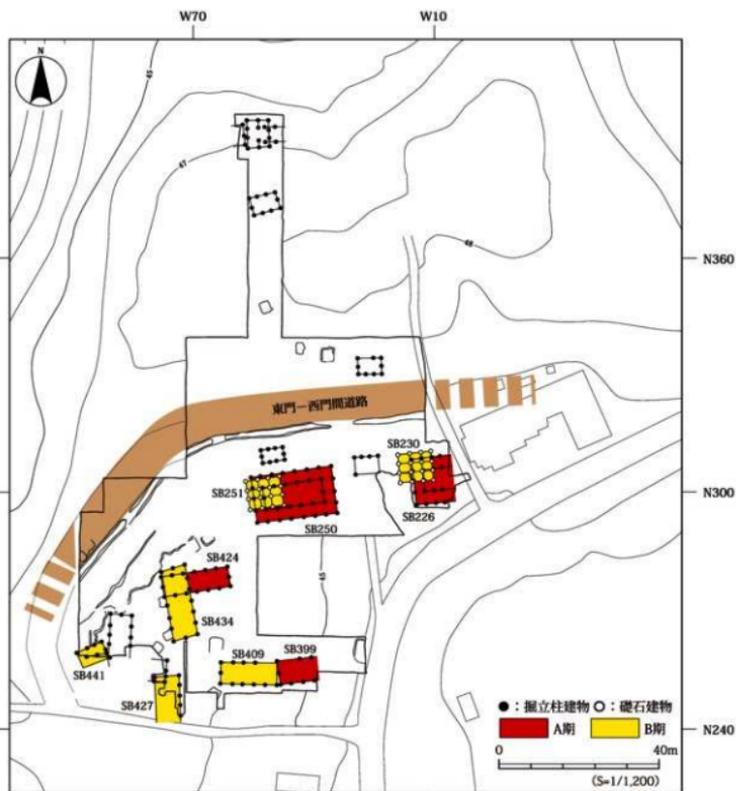
圖版21 多賈城跡大壩官街A~C期



図版22 多賀城跡大畑官衙D期



図版24 多賀城跡大畑官衙F・G期

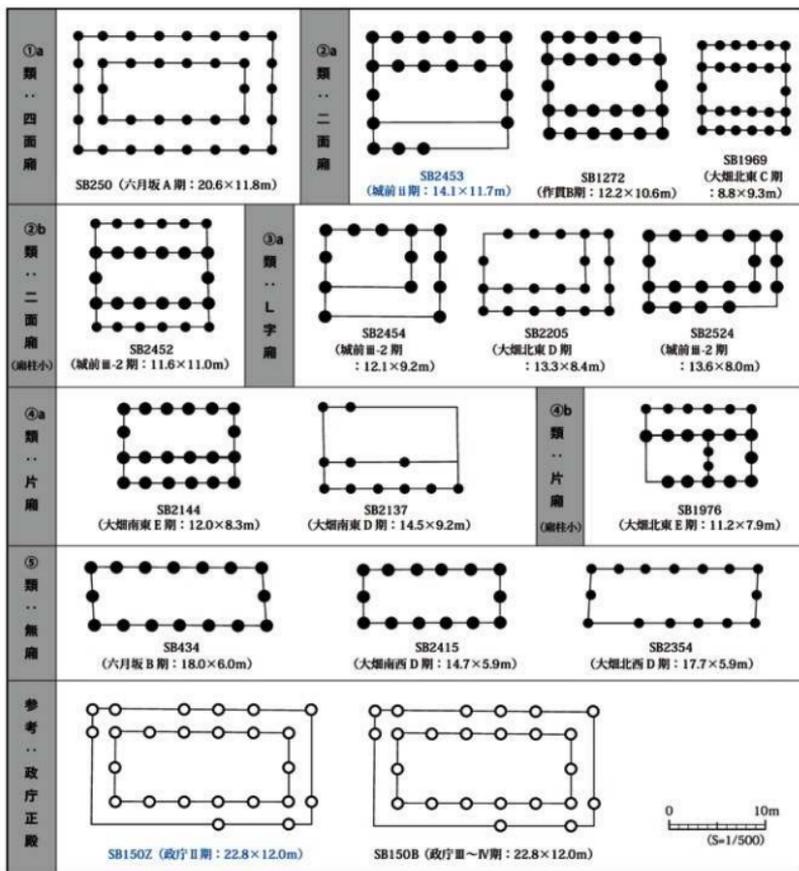


図版25 多賀城跡六月坂官衙

②実務官衙の主屋

主屋の抽出 これまでの検討で、SB2453とSB2452はそれぞれ城前II期官衙（第II期）とIII-2期官衙（第III-2期～第IV期）の主屋と考えられた（括弧内は政庁遺構期）。ここでは、多賀城内における同時期（8世紀後半～9世紀後半）の実務官衙の主屋と比較・検討を行ってみたい。主屋の抽出にあたっては、ロ字型配置やコ字型配置の場合、中軸線上で奥に位置する建物や建物群の中で最も大型の建物、廂付建物などを目安としている。

城内実務官衙の主屋 図版26と第10表は、第II期～第IV期の多賀城内における実務官衙の主屋の種類・平面規模・属性をまとめたものである。これを見ると、主屋はすべて掘立柱式で、礎石式建物は認められない。また、四面廂は少なく、二面廂（両廂とL字型の廂）や片廂が多い。これらは構造から、①



●●●: 掘立柱建物 ○: 礎石建物 ●: 柱痕跡30cm以上 ●: 柱痕跡20cm以上 ●: 柱痕跡10cm以上

※青字は城前II期併行期(8世紀後半)の建物。黒字は城前III-2期併行期(8世紀後半～9世紀後半)の建物

図版26 多賀城内における実務官衙主屋の比較(8世紀後半～9世紀後半)

があげられる。SB1272とSB2452はほぼ同規模であるが、後者は瓦葺きと考えられる。SB1969は規模が小さく、平面形が正方形に近い。こうした違いは建物配置にも認められ、城前Ⅲ-2期がⅡ期のロ字型配置の基本部分を継承しつつ建物数を増やし(図版19)、作貫B期は主屋前後の広場を建物が囲むロ字型配置(図版20)とみられるのに対し、大畑北東C期は主屋西側に広場があり、その周りに建物があるものの、配置の計画性は低い(図版21)。

③a類は城前Ⅲ-2期SB2454・2524や大畑北東D期SB2205があり、南の平側と東妻に廂が付く。SB2454・2524の主屋は②b類のSB2452であるが、建物面積は他の実務官衛の主屋と較べて遜色がなく、主屋級の3棟が西妻を揃えて南北に並ぶことは、城前Ⅲ-2期の特徴といえる(図版19)。一方、SB2205の南には広場を挟んで東西棟が建つが、副屋は認められない(図版22)。④a類は、大畑南東D期SB2137や大畑南東E期SB2144があり、④b類は大畑北東E期SB1976があげられる。廂はそれぞれ東・南・北に付くが、広場を囲む計画的な建物配置は認められない(図版22・23)。⑤類は六月坂B期SB434のほか、大畑北西D期SB2354、大畑南西D期SB2415がある。前2者はロ字型配置もしくはコ字型配置をとるが、主屋・副屋とも同規模の側柱建物で、主屋の規模や建物形式に隔絶性は認められない⁽²¹⁸⁾(図版22・25)。

これらのうち、計画性の高いロ字型配置やコ字型配置は①・②・⑤類で認められる(第11表)。①・②類は主屋と他の建物との間に規模や建物形式、屋根の構造などで明確な差が認められるが、⑤類はその差がなく同規模である。一方、②～⑤類の中には、広場を囲んでひとまとまりの群を形成するが整然とした配置をとらないものや広場を持たないものもある。こうした違いは、それぞれの実務官衛が担った機能(職掌)に応じて建物構成と配置が決められたためと考えられる。

以上のことから、城前Ⅱ期官衛(第Ⅱ期)の主屋SB2453は、政庁正殿に次ぐ格式を備えていたと考えられる。Ⅲ-2期(第Ⅲ・Ⅳ期)の主屋SB2452についてもⅡ期より小型となるが、規模は同時期のロ字型配置をとる作貫B期の主屋とほぼ同じで、Ⅲ-2期はこれより一回り小さい2棟を加えた主屋級の3棟が西妻を揃えて南北に並ぶ。また、SB2453・2452とも実務官衛では非常に数が少ない瓦葺き建物である。したがって、城前Ⅱ期官衛とⅢ-2期官衛の主屋は、城内屈指の規模・格式を備えた建物と考えることができる。

ロ字型・コ字型
配置の主屋城前Ⅱ・Ⅲ-2期
官衛の主屋

地区・遺構期	配置	時期	正面	規模(m)	間隔 築設	主 屋				副 屋			前後 の壁	
						建物名	構造	間数、南、 棟方向	規模	片側	前庭(敷、 特筆)	後庭		主屋級
政庁第Ⅱ期	コ字型	8c後半	南	103.1×116.4	築地	SB150B	礎石	7×4、四 面、東西	22.8×12.0	2棟	2(5×2、中 尖に縁)	×	2(3×3)	×
城前Ⅱ期	ロ字型	8c後半	北(政庁)	60.0×84.0	×	SB2453	雁立柱	5×4、二 面、東西	14.1×11.7	5棟	4(5×2)、 2(3×2)	2(2×2)	2(2×2)	目隠、 L字
作貫B期	ロ字型・ コ字型	9c	西(政庁)	50.4×96.0	×	SB1272 ABC	雁立柱	5×4、二 面、南北	10.6×12.2	3棟	4(5×2)	2(5×2)	×	×
大畑北西D期	コ字型	9c前半	北(東西 道路)	68.7(1)×39.6	材木 割	SB2354	雁立柱	6×2、無 階、東西	17.7×5.9	3棟	6(6×2)	×	×	×

※規模は、東西m×南北m。

※作貫B期は、主屋背後に前庭部の副屋と同じSB1175建物があり、主屋の54m西にSB1354南北棟の北妻が主屋の北妻に揃うが、両者ともに建替がないため、前庭と後庭を有するロ字型配置の時期とコ字型配置の時期があったと考えられる。

第11表 多賀城内におけるコ字・ロ字型配置建物群の特徴

(7) 城前 ii 期官衙と iii -2 期官衙

① ii 期官衙

格式が高い官衙 これまでの検討から、城前 ii 期官衙は多賀城内の実務官衙の中でもロ字型配置としては最も古く、計画性が高い。前庭が主屋の北にあるため官衙は北を向き、その南北軸線は政庁東辺築地の東基底部の位置にほぼ一致することから、北に隣接する政庁との一体性が強い。また、城内メインストリートの政庁南大路に面するため、外郭南門を入ると正面奥に政庁、その右手前に ii 期官衙が見えることとなり、多賀城の正面観の一画を構成する。さらに、実務官衙の主屋としては大型で数少ない瓦葺き建物である。こうしたことから、城前 ii 期は第 II 期で政庁に次ぐ重要な官衙であったと考えられる。

SK3264 土壇出土木簡 その性格を考える上で貴重な資料が、官衙北西隅の SK3264 土壇から出土した木簡である。同遺構は、SA2843A 掘立柱崩より古い ii 期造営段階の遺構で、埋没する過程の自然堆積層から木簡 8 点が出土した (図版 27)。したがって、木簡類は改修前の ii 期官衙の業務に関わるものと考えられる。木簡には符を納める文書函の蓋 (第 424 号)、館司長から大目館あての解文 (第 425 号)、郡名や国の文字の習書 (第 426 号)、牡鹿郡や石背郡の荷札 (第 427・428 号) や小田郡に関わる米の荷札 (第 429 号) などがある。これらの中で最も注目されるのが第 424・425 号木簡で、陸奥国で初めて出土した鎮守府関係の木簡である。

鎮守府の木簡 第 424 号は「府司□(諸力)郡司□」の記載があるほぼ完形の蓋で、「府」が諸郡司に出す符(下達文書)を納めた文書函の蓋である。東北地方で初めての文書函の出土例で、鎮守府の符を扱う実務が ii 期官衙で行われていたことを示す。また、第 425 号は館司長から大目館あての解文(上達文書)で、末尾にみる某を使者として館司長が大目館に解文を送り、小子等を鎮守府の伊麻呂のもとに遣わした文書とみられ、鎮守府の伊麻呂が ii 期官衙で働いていたことがわかる。こうしたことから、ii 期官衙では鎮守府発給の文書を扱う業務が行われており、そこに鎮守府の職務に携わる人物がいたと考えられる(『南面 I』)。

② iii -2 期官衙

実務性が高い官衙 iii -2 期は ii 期のような広場がなくなり、建物は 1～数棟ごとに扉や通路で仕切られたことから、個々の建物群の独立性が強まる反面、政庁との一体性は弱まった。西列では東西棟が増えて南向きの建物が目立つようになり、ii 期に特徴的であった床張り建物は中央列で 1 棟 (SB2505)、西列で 2 棟 (SB2521・2755) 認められるのみとなる。一方、建物群は南北方向の 3 列構成であること、主屋がほぼ同位置にあり、ともに 5×4 間二面廂付東西棟で瓦葺きであること、官衙の南北軸線は ii 期を基準としたことから、iii -2 期は基本的に ii 期官衙の機能を継承しつつも、より実務性を強めたと考えられる。

城前官衙は宝亀 11 年 (780) の伊治公伊麻呂の乱による火災を転機として、計画性の高い ii 期官衙から、復興期の iii -1 期官衙を経て、より実務性の強い iii -2 期官衙に変貌した(『年報 2006』)。この変化が一官司内での職務の煩雑化・分掌に伴うものなのか、官司の異動によるほどの変化か、という点については、ii 期と iii -2 期の基本的な建物配置や主屋の構造・仕様の共

通性から前者の可能性、つまり38年戦争の激化に伴う鎮守府発給の文書量の増加を考えておきたい。

また、Ⅲ-2期前半（8世紀後葉～9世紀中頃）の間に、鎮守府が多賀城から胆沢城に移転し、胆沢城鎮守府が成立したが（大同3年（808）、鈴木1998）、同期の建物配置に大きな変化は認められない。一方、Ⅲ-2期後半（9世紀後半）になると東列や西列で当初の建物配置を踏襲せず、建物に近接して土壌が掘られるようになった。前者については、鎮守府が移転した胆沢城Ⅰ期段階（9世紀前葉）が、財政・軍事両面で多賀城にかなりの程度依存していた（樋口2009）ことを具体的に示すものと考えられる。後者は、胆沢城Ⅱ期（9世紀中葉）に政庁の主要建物や外郭南門が礎石建物となり、新たに中郭南門がつくられ、これらが瓦葺きとなった（伊藤2002、西野2009）。こうした施設の高質化に伴って、城前Ⅲ-2期官衙（＝多賀城）が担った鎮守府関係の機能が官人とともに全て胆沢城へ移ったことを示す可能性が考えられるが^(註19)、こうした点を明らかにするには、両城における考古学、文献両面の詳細な検討が必要であり、今後の研究課題としたい。

第三章 まとめ

【位置】

1. 城前官衙は、政庁から南東へ延びる尾根を中心に造営された官衙で、政庁南大路に面する。

【遺構期と年代】

2. 官衙はⅠ期～Ⅳ期の変遷があり、Ⅲ期はⅢ-1期とⅢ-2期に細分できる。
3. 各期の実年代と政庁遺構期との対応関係は、Ⅰ期が8世紀前半～中頃で第Ⅰ期、Ⅱ期は8世紀中頃～宝龜11年（780）で第Ⅱ期、Ⅲ-1期は宝龜11年（780）～8世紀後葉で第Ⅲ-1期、Ⅲ-2期は8世紀後葉～9世紀後半で第Ⅲ-2期～第Ⅳ期、Ⅳ期は10世紀前葉で第Ⅳ期である。
4. Ⅱ期は、官衙全体に火災の痕跡が認められる。火災は宝龜11年（780）の伊治公昔麻呂の乱に起因するもので、城前官衙は政庁とともに全焼したと考えられる。

【Ⅰ期官衙】

5. Ⅰ期官衙は、外郭南門を入ってすぐ右手に位置する。遺構は掘立柱列跡3棟、掘立柱列跡2条などがある（建替えを含む）が、数は少なく、建物構成や配置は不明である。

【Ⅱ期官衙】

6. 発見した遺構には掘立柱建物跡21棟、材木崩跡2条、掘立柱列跡13条、通路跡1条などがある（建替えを含む）。
7. 規模は東西が約60m（200尺）、南北が約84m（280尺）と考えられる。同時期の政庁と較べると規模は約2/3である。
8. 主屋と向屋2棟を結んだ官衙の南北軸線は、政庁東辺築地の東基底部分にはほぼ一致する。政庁正殿からの距離は、北辺が約180m（600尺）南、主屋（SB2453）は約240m（800尺）南である。
9. 官衙は、東西5棟ずつの副屋と南北の向屋を加えた12棟が主屋と前庭を囲むロ字型配置をとる。城内の実務官衙の中で、ロ字型配置またはコ字型配置が第Ⅱ期まで遡るのは本例が初めてである。
10. 前庭が主屋の北にあることから官衙は政庁のある北側を向いており、官衙中軸線や建物位置の計画性からみて、

政庁と一体性が強い。

11. 主屋は5×4間二面廂付東西棟で、城内の同種の建物の中でも大型に属し、瓦葺きと考えられる。
12. 10棟の副屋のうち、前庭側の6棟と主屋側面から後方の4棟では、規模や構造が異なる。
13. 官衙を構成する13棟の建物のうち、11棟は床張りと考えられる。
14. 前庭の中央北側には「L」字と逆「L」字で東西1対となる掘立柱塼が設けられた。また、主屋の北と北向屋の南には目隠塼が伴っており、こうした例は他の実務官衙に認められない。
15. ii期官衙は、位置や建物配置、主屋の構造や仕様などから同時期の政庁に次ぐ重要な官衙であったと考えられる。
16. 出土木簡の検討から、ii期官衙で行った実務には鎮守府関係の文書業務があり、鎮守府の職務に携わる人物もいたと考えられる。

【iii-1期官衙】

17. 発見した遺構には掘立柱建物跡4棟、掘立柱列跡2条、竪穴住居跡8棟、土壇7基などがある。
18. 掘立柱建物の中には工房がある。竪穴住居は全域に分布するが、小形のものが多く、平面形は長方形である。継続期間も短く、廃絶後は埋戻されている。土壇もまた、炭や焼土を含む土で埋戻された。こうしたことから、iii-1期はii期火災後の処理やiii-2期の造営に関わった施設と考えられる。

【iii-2期官衙】

19. 発見した遺構には掘立柱建物跡39棟、材木塼跡3条、掘立柱列跡19条、土壇4基、通路跡1条などがある（建替えを含む）。
20. 規模は東西約66m（220尺）、南北約81m（270尺）で、南西隅のSB2755周辺のみ東西24m、南北10mほど南へ突出する。
21. 広場はなく、建物群は南北方向の通路と別で中央・東・西の3列に分けられ、それぞれ建物構成が異なる。また、建物は1～数棟ごとに東西塼で仕切られることから、建物群ごとの独立性が強い。
22. 官衙は南北軸線、建物群の構成に加え、主屋の位置や構造・仕様がii期と共通性が高いが、広場はなくなることから、ii期官衙の機能を継承しつつも、より実務性を強めたと考えられる。

【iv期官衙】

23. iv期官衙の遺構は掘立柱建物跡4棟、掘立柱列跡5条、溝跡2条、土壇7基などがある（建替えを含む）。
24. 前代までと較べて建物数が極端に少なく、配置に計画性は認められない。城前地区から10世紀降の施軸陶器が出土していることから、空閑地を儀礼・飲食の場として利用したとみられ、官衙としての使われ方が大きく変化したと考えられる。

【特筆される成果】

25. 多賀城内の実務官衙は、城前のほかに大畑・作貫・五万崎・金堀・六月坂官衙などがある。これらの中には、建物の配置や変遷が捉えられた例もあるが、それぞれが担っていた業務内容が明らかになった例はほとんどなく、他の城柵・官衙遺跡の実務官衙でも同様のことがいえる。

こうした中、出土木簡から城前ii期官衙で鎮守府の業務が行われたことが判明したのは、特筆される成果である。同時に、明確になった鎮守府の存在は、多賀城跡が文献上の陸奥国府多賀城であるという確実性をより強固なものとしたといえる（『南面I』）。

註

- 註 1 多賀城政庁跡の遺構期は、政庁第1期～第IV期までである。以後の記述に際しては煩雑さを避けるため、「政庁」を省くことにする。
- 註 2 城前官衙内部の地区分けについては、帯状の遺構が少ない部分を挟んで中央区、東区、西区と呼んできた（『年報』、「南面1」）。後述するように日期、Ⅱ期は建物配置に高い計画性が認められ、南北方向の列毎に建物構成が異なり、それぞれの間は通路や空地、南北解で区切られることから、建物に関わる記述では「Ⅱ」を用いて、中央列、東列、西列と呼び、その他の記述は、従来通り中央区、東区、西区と呼ぶことにしたい。
- 註 3 SI2477 型穴住居跡は、「南面1」で堆積土や陥床が薄いことから重複する遺構との新旧関係が不明と報告した。年報では発掘調査時の所見に基づき、SB2451・2452やSA2465・2466より古いと報告したこと、出土遺物からみても年代観に矛盾がないことから、SI2477の新旧関係は年報段階の理解に改める（SI2477→SB2451・2452、SA2465・2466）。
- 註 4 SB2860とSB2845は柱穴が重複しないが、SB2860は柱穴の掘り込みが西IV層で、柱抜きは西II層から行われた。SB2845の柱穴は西IV層から掘り込まれる。両者の関係は「南面1」で触れていないが、西IV層と西II層の間には自然堆積の西III層が介在することから、SB2860→SB2845と変遷し、西II層はⅡ期官衙の造成時の整地層と考えられる。
- 註 5 本書では建物配置における中心建物を「主屋」、広場両側の主屋と棟方向が直交する建物を「副屋」、広場を挟んで主屋に対面し、それと棟方向が同じ建物を「向屋」、広場については「前庭」と呼ぶことにする（下図参照）。



口字型・コ字型配置の建物名称

- 註 6 SA2527・2528 柱列の東西部分は前庭を2分すると同時に、副屋列南から3棟目の建物の南表とほぼ揃う位置にある。このため、副屋列の建物を北と南に分けていたとみられ、南から2棟目と3棟目の建物は同規格ではあるが、機能的に何かの差があった可能性がある。主屋からの距離や平安宮の朝堂・豊楽院における官人着座のあり方（今泉 1993）を参考にすると、建物を使用した官人の役割・階層差などが想定できる（『年報 2006』）。
- 註 7 SA3261は、上限が天平宝字元年（757）の本簡が出土したSK3264より新しく、Ⅱ期官衙焼失に伴う焼瓦を含む北西Ⅴ層に覆われた後、その上から柱穴が抜き取られている（『年報 2015』）。
- 註 8 床張り建物で柱を立てた後に嵩上げの整地を行った例としては、桃生城跡政庁西脇段 SB17（『桃生城跡Ⅲ』）があげられる。
- 註 9 SB2755とSB2459の性格は、前者が総柱建物は櫓や倉庫と考えられること、建物が南や西に眺望のきく場所に建つことから望楼、後者は規模や構造から櫓の可能性を指摘した（『年報 2007』）。櫓は、郡山1期官衙などの例を除いて外郭区画施設に設けられること、両建物とも政庁南大路に近く、多賀城の正面観と密接に関わることから、見晴点では望楼や櫓と特定せず、今後の調査例や研究の深化を待って改めて検討することにしたい。
- 註 10 宮城県内に分布する灰白色火山灰は、十和田A火山灰と同一とみる研究者が多数を占めている。十和田A火山灰は、秋田県大仙市払田郷跡の外郭線C期向材列の存在期間中に降灰した。C期の年輪年代測定は907年であるので、907年より新しい（払田郷跡調査事務所 1999）。また、灰白色火山灰は承平4年（934）閏正月15日（『日本紀略』）に焼失した陸奥国分寺七重塔の礎上層に覆われることから、934年よりは古い（白鳥 1980）。したがって、灰白色火山灰の降灰年代は、907年～934年の間の10世紀前半頃と考えられる。
- 註 11 当研究所で整理・収納に使用している木箱は長さ60cm、幅40cm、高さ10.5cmあり、テン箱はそれと同程度の長さ59cm、幅39cm、高さ10.6cmのものを使用している。
- 註 12 宮城県文化財課吉野武氏の教示による。西区南部から出上した瓦は、本来、Ⅱ期の主屋SB2453B西側斜面に堆積した南西Ⅲ層に建物被災時や解体時の瓦が混入したものであり、同層に帰属するものと考えられる。
- 註 13 城内実務官衙の名称は、地名+地区としてきたが（例：大畑地区）、本書で城前地区の官衙を「城前官衙」としたのに合わせて、「地名+官衙」で呼ぶことにしたい。城内で最も広い大畑官衙は、調査成果や地形から北東・北西・南東・南西の4区に細分できることから、本書

ではその細分名称を用いることにする(図版 21)。また、同官衙の遺構期と年代は『年報 1997』に拠っている。即ち、北東官衙の遺構期(『年報 1991』)との対応関係は、8 世紀中頃～後半の A 期・B 期をまとめて B 期(8 世紀中頃～後半)とし、その前に A 期(8 世紀前半～中頃)を設けている。さらに、作賀地区は遺構期の名称ではなく、A 群(8 世紀)→B 群(9 世紀)→C 群(10 世紀以降)としたが(『年報 1982』)、遺構の変遷を示すことから、A 期、B 期、C 期と呼ぶことにする。

註 14 第 II 期の大部北東官衙 SB1930 は 4 × 15 間以上の二面廂付南北棟で城内一の規模を有するが、第 I 期の可能性が考えられている(廣谷 2010)(図版 21)。大畑南西官衙では第 I 期に長舎が認められること、第 II 期の城前 II 期官衙で長舎が認められないことは、この指摘と整合する。

また、大畑南西官衙の南にある作賀 A 期官衙は、広場を挟んで東西棟長舎(SB1266・1268)が南北に建ち、広場に片廂を有する(図版 20)。同期の年代については、8 世紀代とした(『年報 1981』)。A 期の SB1164B は、柱穴理上から第 II 期の平瓦やロクロ整形土師器が出土したことから 8 世紀後半以降と考えられ、これと位置的に重複する SB1266 は SB1164A より古く、SB1266 → SB1164A → SB1164B の変遷が考えられる。したがって、広場を南北から挟む東西棟長舎 SB1266・1268 は第 I 期まで遡る可能性がある。

こうしたことから、大畑官衙や作賀官衙の第 II 期の建物は第 I 期まで遡る可能性があるが、それを裏付ける出土遺物がなないため、ここでは可能性の指摘のみを行い、今後の調査事例の蓄積を待つことにしたい。

註 15 城前 II 期と伊弉城跡内部北西官衙は口字型配置の点では共通するが、前者の主屋は二面廂で副屋や向屋と規模や建物形式で隔絶性が認められるのに対し、後者は主屋・副屋・向屋が同規模の無廂建物で構成される。

註 16 廂付建物や縁の理解については、山中敏史氏の論考を参考としている(山中 2003)。

註 17 六月版 A 期の機能としては、宿泊施設の類もしくは饗宴や儀礼のような特殊な利用を目的とした非実務的曹司(山中 2004)などが考えられる。

註 18 六月版 B 期は、前代の四面廂付建物と重複して 3 × 3 間の礎柱礎石建物 2 棟が東西に並立する。城内の実務官衙では政府以外で唯一の礎石建物であるが、礎柱で正方形プランとなることから倉庫であり、政府との位置関係から重要な文書や器物を納めた庫と考えられる(遠藤 2010)。

註 19 II 期の施設高質化については、北上盆地北平を支配していた志波城、徳丹城の廃絶によって、胆沢城による広域支配体制確立に伴う整備と理解されており(奥州市教委 2006)、城前 III - 2 期官衙後半の変化(=鎮守府の完全移転)もこれに連動したものと考えておきたい。

挿図・表の出典

図版 1:「南面 I」図版 3、図版 2:「南面 I」図版 1、図版 3 ~ 26:新規作成、図版 27:「南面 I」図版 137・138 を再編集

第 1 表:「南面 I」第 4 表に加筆、第 2 表:「南面 I」第 5 表、第 3 表:「南面 I」第 7 表に加筆、第 4 表:「南面 I」第 8 表、第 6 ~ 8 表:「南面 I」第 14 ~ 16 表、第 5・9 ~ 11 表:新規作成

引用・参考文献 (五十音順)

- 青森県史編さん古代部会 2001『青森県史 資料編 古代 1 文献史料』
- 安達潤仁 2016『発掘調査成果からみた伊弉城と古代聚落部』(奥州市伊弉城跡から読み解く東北古代史)東北学院大学アジア流域文化研究所 pp.9 ~ 46
- 家原圭太 2013『多賀城と古代都城』『宮城考古学』第 15 号 宮城県考古学会 pp.173 ~ 190
- 伊藤武士 2009『出羽の 9 世紀前半の城跡について』『第 35 回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』pp.99 ~ 128
- 伊藤博幸 2002『胆沢城跡発掘調査の成果』『第 28 回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』pp.183 ~ 208
- 伊藤博幸 2010『相武・総堀期の城柵』『東北の古代遺跡 城柵・官衙と寺院』高志書院 pp.143 ~ 166
- 今泉隆雄 1992『律令国家とエミシ』『新版古代の日本』第 9 巻 東北・北海道 角川書店 pp.163 ~ 198
- 今泉隆雄 2005『古代国家と郡山遺跡』『郡山遺跡 総括編(1)』仙台市文化財調査報告書第 283 集 pp.284 ~ 318
- 今泉隆雄 2015『古代国家の東北辺境支配』日本史学研究叢書 吉川弘文館
- 岩沼市史編纂委員会 2015『資料編 II - 古代・中世 I』岩沼市史第 5 巻
- 氏家和典 1957『東北土師器の形式分類とその編年』『歴史』第 14 輯 東北史学会 pp.1 ~ 14
- 奥州市教育委員会 2006『胆沢城跡 - 平成 16 年度発掘調査概報 -』
- 加美町教育委員会 2008『壇の越遺跡 XV』加美町文化財報告書第 14 集

- 熊谷公明 2000a「養老四年の蝦夷の反乱と多賀城の創建」『国立歴史民俗博物館研究報告』第84集 pp.61～90
- 熊谷公明 2004a「蝦夷の地と古代国家」日本史リブレット11 山川出版社
- 熊谷公明 2004b「古代の蝦夷と城柵」吉川弘文館 歴史文化ライブラリー
- 熊谷公明 2007a「多賀城創設再考」『古代東北・北海道におけるモノ・ヒト・文化交流の研究』平成15年度～平成18年度
科学研究費補助金(基礎研究B)研究成果報告書 pp.418～442
- 熊谷公明 2007b「城柵と城司—最近の「玉造等諸柵」に関する研究を手がかりとして—」『東北学院大学東北文化研究所』第39号 pp.1～34
- 熊谷公明 2015「蝦夷支配体制の強化と戦乱の時代への序曲」『蝦夷と城柵の時代』吉川弘文館 pp.218～250
- 栗原市教育委員会 2011『伊治城跡』栗原市文化財調査報告書第13集
- 桑原滋郎・高野芳宏・滝川ちかこ・千葉孝弥・菅原弘樹 2000『多賀城の世界—発掘調査40年—』ヨークベニマル
- 小山正忠・竹原秀雄 1996『新版 標準上色帖』日本色研事業株式会社
- 志賀 崇 2004「宮内の曹司」『古代の官衙遺跡Ⅱ 遺物・遺構編』奈良文化財研究所 pp.124～126
- 白鳥良一 1980「多賀城跡出土土器の変遷」『研究紀要Ⅱ』宮城県多賀城跡調査研究所 pp.1～38
- 進藤秋輝 2004「城柵」『古代の官衙遺跡Ⅱ 遺物・遺構編』奈良文化財研究所 pp.198～207
- 進藤秋輝 2010『古代東北統治の拠点・多賀城』遺跡を学ぶ066 新泉社
- 進藤秋輝編 2010『東北の古代遺跡 城柵・官衙と寺院』高志書院
- 鈴木拓也 1998「古代陸奥国の官制」『古代東北の支配構造』吉川弘文館 pp.68～92 初出は1994年
- 鈴木拓也 2008「蝦夷と東北戦争」吉川弘文館
- 鈴木拓也 2015「多賀城」『古代の都市と集落』吉川弘文館 pp.56～67
- 鈴木拓也 2016a「光仁・桓武朝の征夷」『三十八年戦争と蝦夷政策の転換』吉川弘文館 pp.9～56
- 鈴木拓也 2016b「征夷の終局と蝦夷政策の転換」『三十八年戦争と蝦夷政策の転換』吉川弘文館 pp.61～86
- 多賀城跡調査研究所 1972『年報1971』
- 多賀城跡調査研究所 1973『年報1972』
- 多賀城跡調査研究所 1974『年報1973』
- 多賀城跡調査研究所 1975『年報1974』
- 多賀城跡調査研究所 1976『年報1975』
- 多賀城跡調査研究所 1977『年報1976』
- 多賀城跡調査研究所 1978『年報1977』
- 多賀城跡調査研究所 1979『年報1978』
- 多賀城跡調査研究所 1980a「多賀城跡—政庁跡区録編—」
- 多賀城跡調査研究所 1980b『年報1979』
- 多賀城跡調査研究所 1981『年報1980』
- 多賀城跡調査研究所 1982a「多賀城跡—政庁跡本文編—」
- 多賀城跡調査研究所 1982b『年報1981』
- 多賀城跡調査研究所 1983『年報1982』
- 多賀城跡調査研究所 1984『年報1983』
- 多賀城跡調査研究所 1985『年報1984』
- 多賀城跡調査研究所 1986『年報1985』
- 多賀城跡調査研究所 1987『年報1986』
- 多賀城跡調査研究所 1988『年報1987』
- 多賀城跡調査研究所 1989『年報1988』
- 多賀城跡調査研究所 1990『年報1989』
- 多賀城跡調査研究所 1991『年報1990』
- 多賀城跡調査研究所 1992『年報1991』
- 多賀城跡調査研究所 1993『年報1992』
- 多賀城跡調査研究所 1994『年報1993』
- 多賀城跡調査研究所 1995a『年報1994』
- 多賀城跡調査研究所 1995b『桃生城跡Ⅲ』多賀城関連遺跡発掘調査報告書第20冊

- 多賀城跡調査研究所 1996『年報 1995』
- 多賀城跡調査研究所 1997『年報 1996』
- 多賀城跡調査研究所 1998『年報 1997』
- 多賀城跡調査研究所 1999『年報 1998』
- 多賀城跡調査研究所 2000『年報 1999』
- 多賀城跡調査研究所 2001『年報 2000』
- 多賀城跡調査研究所 2002『年報 2001』
- 多賀城跡調査研究所 2003a『年報 2002』
- 多賀城跡調査研究所 2004a『年報 2003』
- 多賀城跡調査研究所 2005『年報 2004』
- 多賀城跡調査研究所 2006『年報 2005』
- 多賀城跡調査研究所 2007『年報 2006』
- 多賀城跡調査研究所 2008『年報 2007』
- 多賀城跡調査研究所 2009『年報 2008』
- 多賀城跡調査研究所 2010a『多賀城跡 政行跡補遺編』
- 多賀城跡調査研究所 2010b『年報 2009』
- 多賀城跡調査研究所 2011a『年報 2010』
- 多賀城跡調査研究所 2011b『多賀城跡本簡Ⅰ』
- 多賀城跡調査研究所 2012『年報 2011』
- 多賀城跡調査研究所 2013a『年報 2012』
- 多賀城跡調査研究所 2013b『多賀城跡本簡Ⅱ』
- 多賀城跡調査研究所 2014a『年報 2013』
- 多賀城跡調査研究所 2014b『多賀城跡本簡Ⅲ』
- 多賀城跡調査研究所 2015『年報 2014』
- 多賀城跡調査研究所 2016『年報 2015』
- 多賀城跡調査研究所 2017a『多賀城跡 外郭跡Ⅰ—南門地区—』
- 多賀城跡調査研究所 2017b『年報 2016』
- 多賀城跡調査研究所 2018a『多賀城跡 政行南面地区—城前官衙遺構・遺物編—』
- 多賀城跡調査研究所 2018b『年報 2017』
- 多賀城市教育委員会 1980『館前遺跡』多賀城市文化財調査報告書第 1 集
- 多賀城市教育委員会 1981『山王・高崎遺跡発掘調査概報』多賀城市文化財調査報告書第 2 集
- 多賀城市埋蔵文化財調査センター 1991a『山王遺跡—第 9 次調査—』多賀城市文化財調査報告書第 26 集
- 多賀城市埋蔵文化財調査センター 1993『山王遺跡』多賀城市文化財調査報告書第 34 集
- 多賀城市教育委員会 2001a『市川橋遺跡』多賀城市文化財調査報告書第 60 集
- 多賀城市教育委員会 2003a『市川橋遺跡』多賀城市文化財調査報告書第 70 集
- 多賀城市教育委員会 2004b『市川橋遺跡』多賀城市文化財調査報告書第 75 集
- 多賀城市史編纂委員会 1991『多賀城市史』第 4 巻 考古資料
- 高野芳宏・菅原弘樹 1997『古代都市多賀城』『多賀城市史』第 1 巻 原始・古代・中世 多賀城市史編纂委員会 pp.335～367
- 高橋 透 2016『陸奥国府城における掘立柱廊付建物の特質』『宮城考古学』第 18 号 宮城県考古学会 pp.77～94
- 武田健市 2010b『多賀城と城下の木簡出土遺構』『古代東北の城構と木簡』木簡学会多賀城特別研究会集 pp.1～25
- 田中広明 2006『国司の館』学生社
- 田中広明 2008『家族のくらし』すいれん舎
- 辻 秀人ほか 2007c『古代東北・北海道におけるモノ・ヒト・文化交流の研究』平成 15 年度～平成 18 年度科学研究費補助金（基盤研究 B）研究成果報告書
- 東北古代土器研究会 2008a『東北古代土器集—須恵器窯跡編 陸奥—』研究報告 3
- 東北古代土器研究会 2008b『東北古代土器集—須恵器窯跡編 出羽—』研究報告 4
- 赤田英明 2015『城構の設置と新たな権支配』『権夷と城構の時代』吉川弘文館 pp.15～58

- 永田英明 2016『古代東北の軍事と交通—城柵をめぐる交通関係—』『日本古代の交通・交流・情報』1 吉川弘文館 pp.206～232
- 奈良文化財研究所 2003a『古代の官衙遺跡Ⅰ 遺構編』
- 奈良文化財研究所 2003b『古代の尚規をめぐる諸問題—地方における文書行政をめぐる—』
- 奈良文化財研究所 2004『古代の官衙遺跡Ⅱ 遺物・遺跡編』
- 西野 修 2002『徳丹城跡発掘調査の成果』『第28回城柵官衙遺跡検討会資料集』 pp.131～182
- 西野 修 2008『志波城・徳丹城跡』日本の遺跡31 同成社
- 西野 修 2009『9世紀前半の陸奥北部の城柵—郡沢城・志波城・徳丹城—』『第35回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』 pp.65～98
- 西野 修 2016『平安初期の城柵内編と地域社会』『三十八年戦争と戦乱政策の転換』吉川弘文館 pp.91～127
- 似内晋邦・津嶋知弘 2002『志波城跡発掘調査の成果』『第28回城柵官衙遺跡検討会資料集』 pp.83～130
- 東松島市教育委員会 2018『赤井遺跡 発掘調査総括報告書Ⅰ—倉庫地区編—』東松島市文化財調査報告書第18集
- 樋口知志 2009『文献史料からみた9世紀前半の奥羽北部の城柵』『第35回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』 pp.145～156
- 平川 南 1993『漆紙文書と遺構・遺跡—多賀城漆紙文書の場合—』『漆紙文書の研究』pp.98～118 吉川弘文館
- 平川 南 1999『古代地方都市論』『国立歴史民俗博物館研究報告』第78集 pp.1～30
- 廣谷和也 2010『多賀城内の実務官衙施設』『第36回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』 pp.85～96
- 弘田調査事務所 1999『弘田柵跡Ⅱ—一区画施設—』秋田県文化財調査報告書第289集
- 弘田調査事務所 2009『弘田柵跡Ⅲ—長森地区—』秋田県文化財調査報告書第448集
- 松本太郎 2013『東国の上層と官衙遺跡』六一書房
- 宮城県教育委員会・多賀城町 1970『多賀城跡調査報告Ⅰ—多賀城慶寺跡—』吉川弘文館
- 宮城県教育委員会 1996b『山王遺跡Ⅳ—多賀前地区考察編—』宮城県文化財調査報告書第171集
- 宮城県教育委員会 2001a『市川橋遺跡の調査』宮城県文化財調査報告書第184集
- 宮城県教育委員会 2009『市川橋遺跡の調査—八幡・伏石地区—』宮城県文化財調査報告書第218集
- 宮城県教育委員会 2014『山王遺跡Ⅵ—多賀前地区第4次調査—』宮城県文化財調査報告書第235集
- 宮城県教育委員会 2016『新野堂遺跡・堂の沢遺跡』宮城県文化財調査報告書第244集
- 宮城県教育委員会 2018『山王遺跡Ⅶ—八幡・伏石地区—』宮城県文化財調査報告書第246集
- 村田晃一 2007『宮城県中部から南部』『古代東北・北海道におけるモノ・ヒト・文化交流の研究』平成15年度～平成18年度科学研究費補助金(基盤研究B)研究成果報告書 pp.119～163
- 村田晃一 2015『版図の拡大と城柵』『戦乱と城柵の時代』吉川弘文館 pp.87～118
- 八木光則 2001『城柵の内編』『日本考古学』第12号 日本考古学協会 pp.55～68
- 柳澤和明 2010a『多賀城市田原堀横穴墓群の再検討』『東北歴史博物館研究紀要』第11号 pp.13～42
- 柳澤和明 2011『国府多賀城の基礎』『東北歴史博物館研究紀要』第12号 pp.29～54
- 柳澤和明 2012a『多賀城の基制—集団墓地と単独墓—』『考古学研究』第58巻第4号 pp.67～86
- 柳澤和明 2016b『陸奥国府多賀城の方燈台』『歴史』第127号 pp.118～138
- 山中敏史・佐藤興治 1985『古代の役所』古代日本を発掘する5 岩波書店
- 山中敏史 1994『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房
- 山中敏史 2003『藤・緑・軒支柱』『古代の官衙遺跡Ⅰ 遺構編』奈良文化財研究所 pp.120～124
- 山中敏史 2004『青司』『古代の官衙遺跡Ⅱ 遺物・遺構編』奈良文化財研究所 pp.136～143
- 矢本町教育委員会 2001『赤井遺跡Ⅰ』矢本町文化財調査報告書第14集
- 吉野 武 2015『出土文字資料と多賀城跡』『戦乱と城柵の時代』吉川弘文館 pp.185～217

報 告 書 抄 録

ふりがな	たがじょうあと							
書 名	多賀城跡							
副 書 名	政庁南面地区Ⅱ-城前官衙総括編一							
巻 次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
編 著 者 名	村田晃一							
編 集 機 関	宮城県多賀城跡調査研究所							
所 在 地	〒985-0862 宮城県多賀城市高崎1丁目22-1 TEL 022-368-0102 FAX 022-368-0104							
発行年月日	20190325							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯 ° ′ ″	東経 ° ′ ″	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡 番号					
特別史跡 宮城県多賀城市	みやぎけんたがじょうし 宮城県多賀城市	04209	004	38° 18′ 24″	140° 59′ 18″	1998年4月14日～12月18日 1999年4月21日～11月26日 2000年5月 8日～11月14日 2002年9月11日～11月15日 2003年5月 6日～ 9月24日 2006年5月11日～11月30日 2007年5月28日～11月30日 2015年5月11日～11月16日	約8,350㎡ (政庁南大路 部分を含む)	調査計画 に基づく 学術調査
多賀城跡	たがじょうあと 多賀城跡	いちのわ	うきしま 市川・浮島	世界測地系準拠 (GRS80)				
所収遺跡名	種 別	主な時代	主 な 遺 構	主 な 遺 物		特 記 事 項		
特別史跡 多賀城跡	国府・城壕	奈良平安	掘立柱建物跡 材木榑・柱列跡 整地層 竪穴住居・工房跡 井戸・溝・土壇	土師器、須恵器 須恵系土器、緑釉陶器 灰釉陶器、 軒丸・軒平瓦、丸・平瓦、 道具瓦、鉄製品、石製品 木簡、漆紙文書		鎮守府の符を収めた 文書函蓋が出土した。		
要 約	<ul style="list-style-type: none"> ・城前官衙は、政庁から南東へ延びる尾根を中心に造営された官衙で、政庁南大路に面する。 ・官衙はⅰ期～ⅴ期と変遷するが、実年代と政庁遺構期との対応関係は、ⅰ期が8世紀前半～中頃で第Ⅰ期、ⅱ期は8世紀中頃～宝龜11年(780)で第Ⅱ期、ⅲ-ⅴ期は宝龜11年(780)～8世紀後半で第Ⅲ-Ⅳ期、ⅵ-ⅶ期は8世紀後半～9世紀後半で第Ⅲ-2期～第Ⅳ期、ⅷ期は10世紀前半で第Ⅳ期であり、政庁遺構期に対応する変遷が明らかになった。 ・ⅱ期は、官衙全体に火災の痕跡が認められる。火災は宝龜11年(780)の伊治公替麻呂の乱に起因するものであり、政庁とともに全焼したと考えられる。 ・ⅱ期官衙は、東西5棟ずつの副屋と南北の向屋を加えた12棟が主屋と前庭を囲むロ字型配置をとる。城内の実務官衙の中で、ロ字型配置または十字型配置が第Ⅱ期まで通るのは本例が初めてである。前庭が主屋の北にあることから官衙は政庁のある北側を向いており、官衙中軸線や建物位置の計画性からみて、政庁と一体性が強い。 ・ⅱ期官衙は、出土木簡の検討から鎮守府関係の文書業務を行っており、鎮守府の職務に携わる人物もいたと考えられる。 ・ⅲ-ⅶ期官衙は、南北軸線をⅱ期を基準とし建物には3列構成となること、主屋がⅱ期とほぼ同位置で、構造や瓦葺きとなることはⅱ期と共通する。その一方で、広場は持たないことから、ⅱ期官衙の機能を継承しつつも、より実務性を強めたと考えられる。 							



(写真Z001753)

多賀城政庁跡から南を望む（中央は第78次調査区）

多 賀 城 跡

政庁南面地区Ⅱ 一城前官衙総括編一

平成31年3月25日発行

発行者 宮 城 県 教 育 委 員 会
宮城県多賀城跡調査研究所
〒985-0862 宮城県多賀城市高崎一丁目22-1
TEL (022) 368-0102 FAX (022) 368-0104

印刷所 株式会社 ビー・プロ
